



大津市 総合計画

第3期実行計画(案)

R7～R10

2025～2028

目次

1 総合計画とは

(1)総合計画策定の趣旨

(2)総合計画の構成と期間

2 本市の現況

(1)人口の動向

(2)財政状況

3 総合計画と総合戦略の統合

4 重点プロジェクト

5 SDGs・GX の推進

6 施策

7 計画の推進

資料編

(人口ビジョンほか)



1 総合計画とは

1 総合計画とは

大津市総合計画は、本市行政を総合的かつ計画的に推進していくための、全ての行政分野にわたる全体的かつ長期的で、最も上位に位置づけられる計画です。行政各分野の計画は、総合計画の考え方に基づいて策定します。

(1) 総合計画策定の趣旨

総合計画の基本構想は地方自治法の定めにより策定するものでしたが、平成 23 年 8 月の地方自治法の一部改正により策定義務が廃止され、基本構想の策定は市町村の判断に委ねられました。

本市では、少子高齢化や人口減少社会、厳しい社会経済情勢の中、多様化する市民のニーズにこたえるために、本市が進むべき方向を定め、市民の皆様と共有する将来像(ビジョン)を設定し、計画的に事業を推進することが必要と考え、平成 29 年度を始期とする総合計画基本構想、及びその第 1 期実行計画、令和 3 年度を始期とする第 2 期実行計画を策定してきました。

(2) 総合計画の構成と期間

計画は、「基本構想」と「実行計画」で構成しています。

「基本構想」

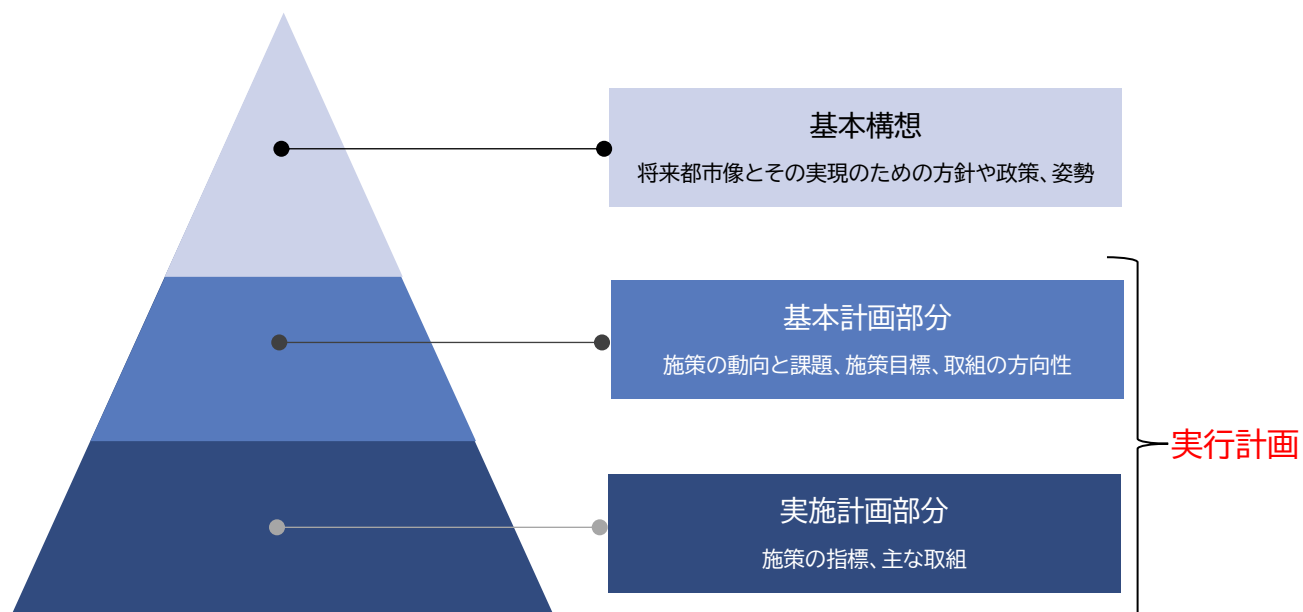
今後のまちづくりにおいて目指す姿である将来都市像と、その実現のための方針や政策等を定めた長期的な構想で、計画期間は平成 29 年度から令和 10 年度までの 12 年間と定めています。

「実行計画」

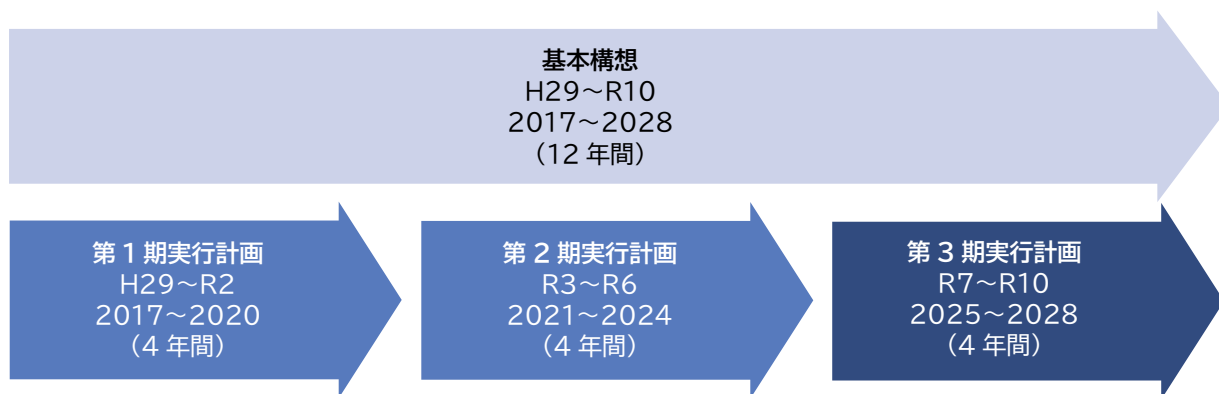
基本構想に掲げられた将来都市像等を実現するために、基本構想の計画期間を 4 年ごと、3 期に分割し、各期間で取り組む具体的施策等を示したものです。実行計画は、基本構想を実現するために必要な施策や視点を体系づけた「基本計画部分」と、さらにそれを具体的な事業として、主な取組を示した「実施計画部分」で構成しています。

第 2 期実行計画が令和 6 年度に終了することから、これまでの成果や課題、その間の社会経済環境の変化を踏まえたうえで、第 3 期実行計画を策定します。

大津市総合計画の構成

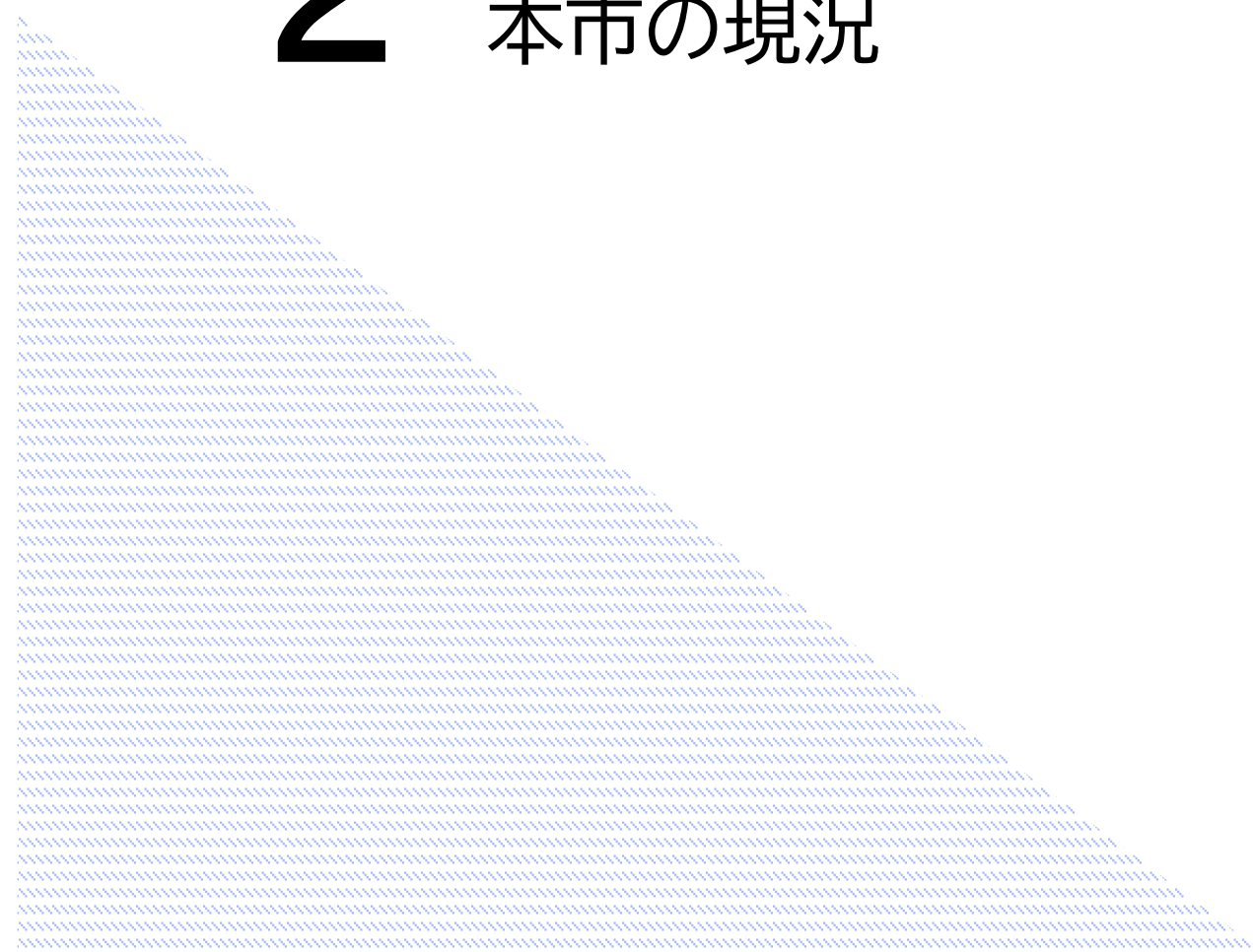


大津市総合計画の計画期間





2 本市の現況

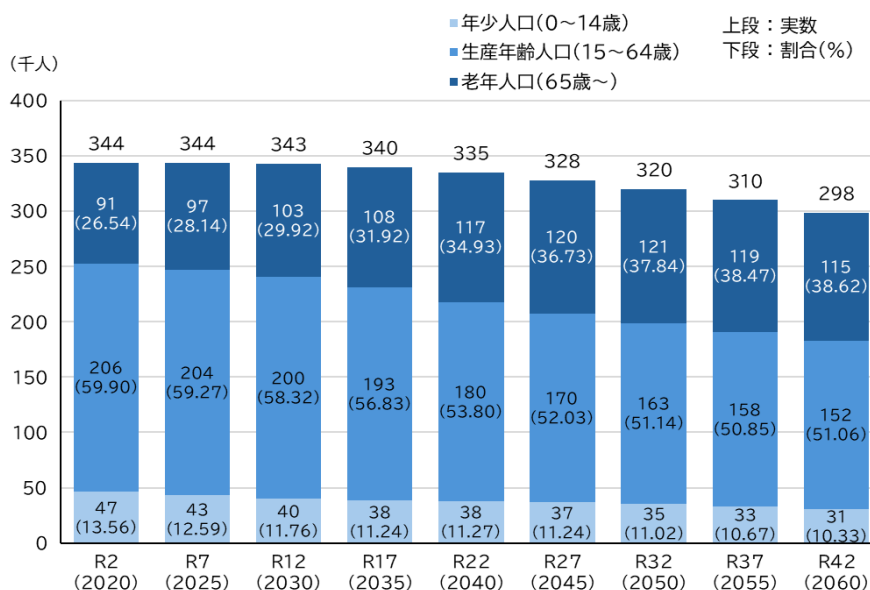


2 本市の現況

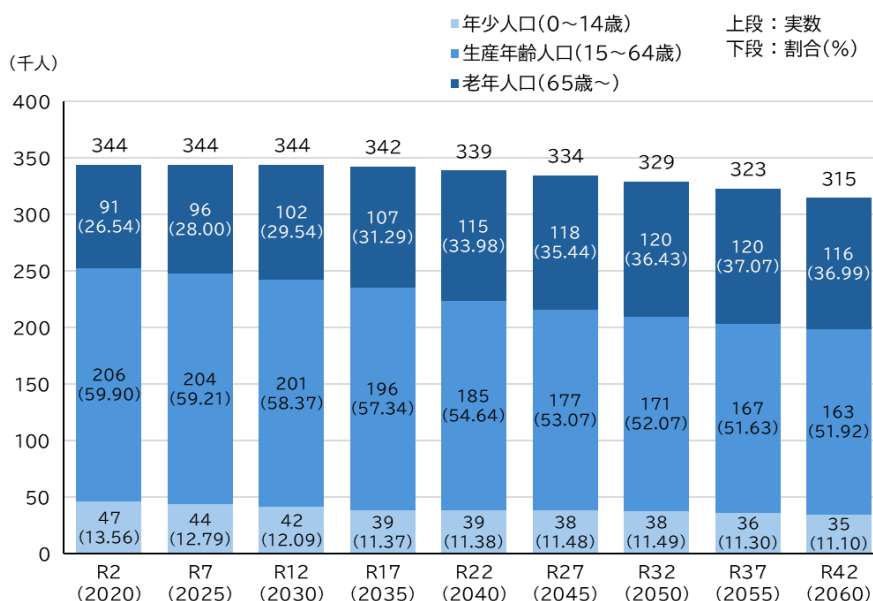
(1)人口の動向

本市の総人口は横ばい傾向にあるものの、人口の将来推計では、全国的に、減少していくことが見込まれています。今後は、より一層少子高齢化が進むことが想定されており、人口減少に歯止めをかけ、持続可能な活力あるまちづくりを進めていきます。

人口の将来推計



取組の成果が表れた場合の将来展望

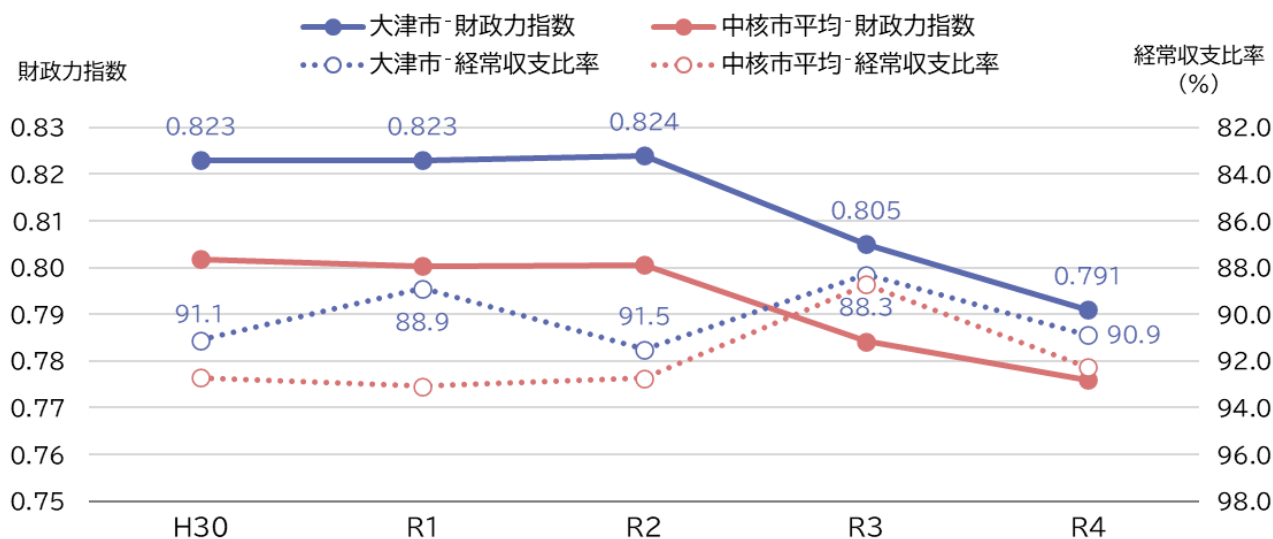


(2)財政の状況

本市の財政状況は、令和4年度の地方公共団体の財政状況を示す指標において、財政力指数は0.791、経常収支比率は90.9%であり、これらは中核市の平均値を上回るとともに、財政健全化法に基づく健全化判断比率においても、すべての指標において早期健全化基準を上回っていることから、健全な状態であると評価できます。

一方で、中長期的な視点で捉えると、不安定な世界情勢や物価の上昇、災害の激甚化といった不確実性の高まりに加え、学校施設等の公共施設の老朽化に対する適切な対応、人口構成の変化に伴う税収の減少見込みや右肩上がりの扶助費等、将来的な財政需要は増加を続ける可能性が高いことから、厳しい財政運営が見込まれます。

財政指標の推移(中核市平均との比較)

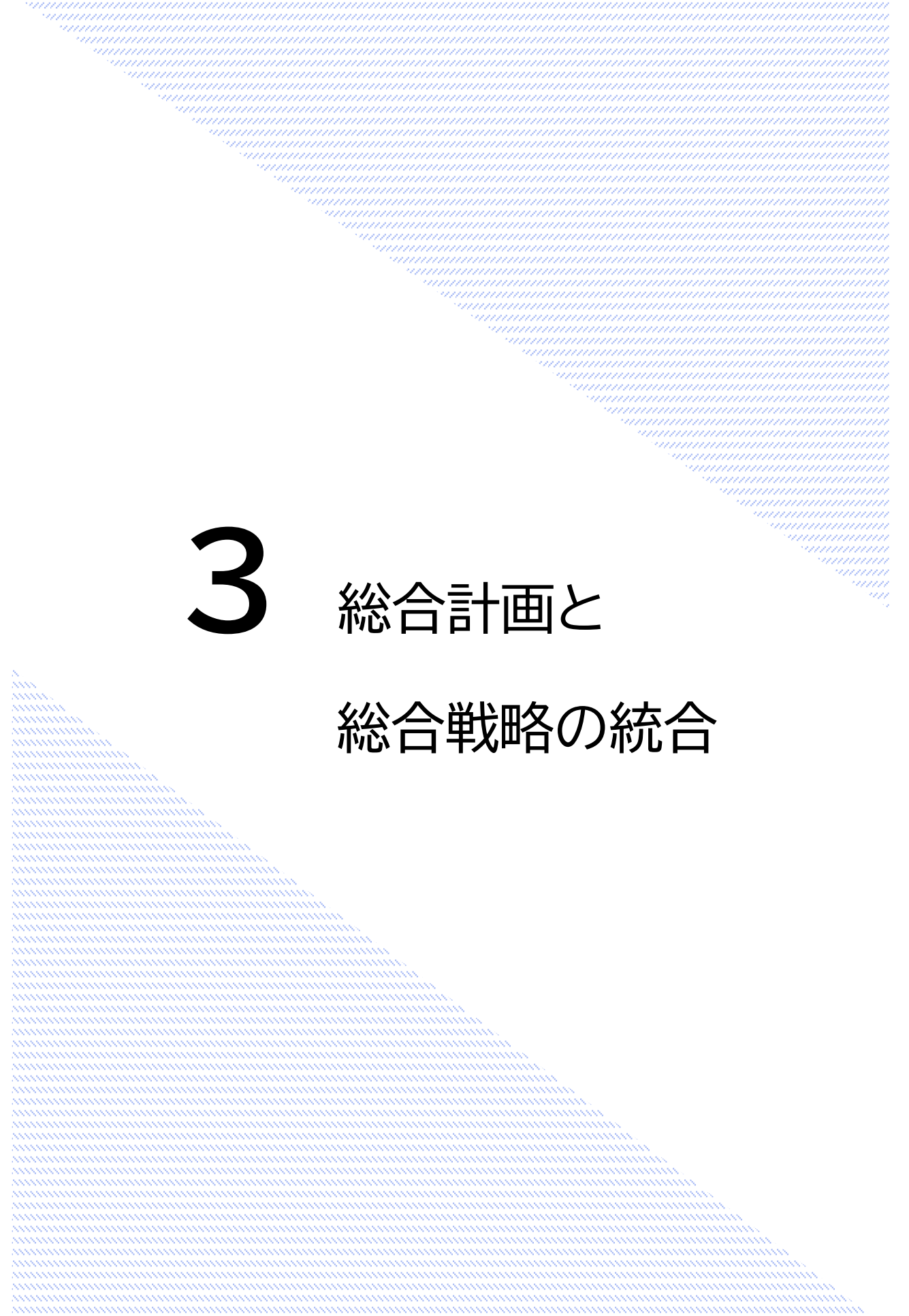


出典：総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」

※中核市平均は、中核市市長会「都市要覧」より作成

財政健全化法による健全化判断比率の状況(令和4年度)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
大津市	発生しない	発生しない	-0.5%	発生しない	発生しない
早期健全化基準 (イエローカード)	11.25%	16.25%	25.0%	350.0%	20.0%
財政再生基準 (レッドカード)	20.00%	30.00%	35.0%	—	—



3 総合計画と 総合戦略の統合

3 総合計画と総合戦略の統合

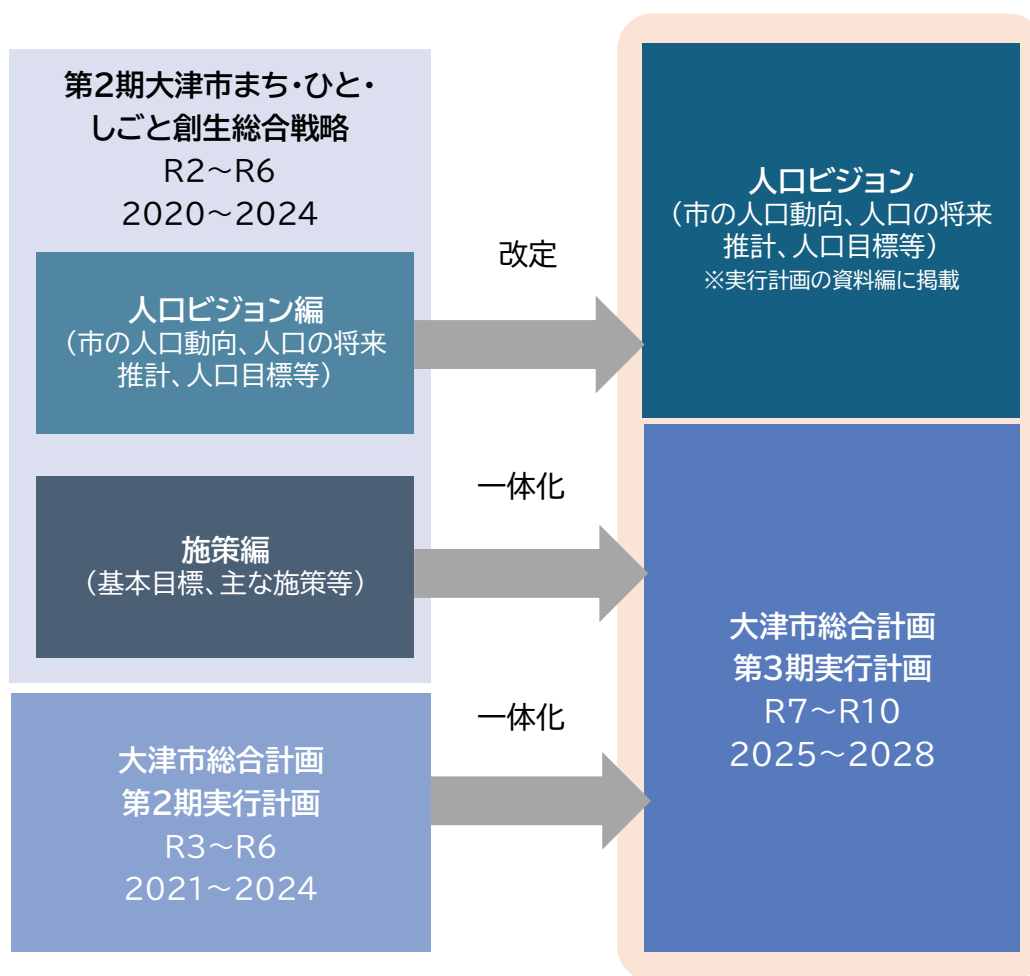
本市では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、令和 2 年に、人口減少対策、地方創生の取組を位置付けた「第 2 期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

国においては、令和 4 年 12 月に、「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂され、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間を計画期間とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定されました。

この国の総合戦略では、これまでの取組に新たにデジタルの視点を加え、人口減少等、地域が抱える社会課題の解決を図るため、地域において、「地方に仕事をつくる」、「人の流れをつくる」、「結婚、出産、子育ての希望をかなえる」、「魅力的な地域をつくる」の 4 つの取組を進めていくことが求められています。

こうした国の総合戦略の考え方を踏まえ、本市においては、今後の人口減少社会に対応し、魅力的なまちづくりを実現していく取組をより実効性の高いものとするために、総合戦略を総合計画に一体化し、本市の課題を踏まえた取り組むべき 3 つのテーマを設定しています。

総合計画と総合戦略の関係



テーマ1 子育ての希望をかなえ、子どもの豊かな育ちを支えるまち

誰もが安心して生き生きと子育てができるよう、切れ目のない子育て支援を充実するとともに、子どもの発達特性に応じた質の高い教育・保育環境を確保します。

また、子どもが安心して学べる教育環境を整備するとともに、心豊かに生きる力を育む教育の充実を図ります。

関連する DX の主な取組例

- 市民接点の多様化・高度化
- 情報発信・提供の最適化
- DX 人材の育成
- 外部デジタル人材の活用

テーマ2 地域の人と人をつなぎ、にぎわいを創出するまち

地域で世代や分野を超えてつながり、互いに支え合える環境づくりを進めます。さらに、人と人とのつながりや豊かな自然、歴史文化遺産等の本市の魅力をまちづくりや移住・定住、観光に生かすとともに、企業誘致の促進や農林水産業の振興等により、地域経済の活性化を図ります。

関連する DX の主な取組例

- 中小企業・小規模事業者の DX 推進支援
- 農林水産業における DX 推進支援
- オープンデータの推進
- 自治体保有データの利活用
- 産学と連携したデータの利活用

テーマ3 誰もが安心して年を重ね、活躍できるまち

様々な災害に対する防災、減災の取組を進めます。また、誰もが高齢になっても健康を維持しながら生きがいを持ち、活躍できる仕組みづくりを進めるとともに、障害のある人や、医療や介護の両方を必要とする高齢者等が住み慣れた地域での生活が続けられる環境を整備します。

関連する DX の主な取組例

- 手続きのオンライン化の拡充
- 市民の行政参画手法の多様化
- マイナンバーカードの利活用の促進
- デジタルデバイドの解消

総合戦略のテーマと施策との関連表

○主に関連するもの

基本方針	基本政策	施策	総合戦略テーマ		
			テーマ1 子育ての希望を かなえ、子ども の豊かな育ちを 支えるまち	テーマ2 地域の人と人をつ なぎ、にぎわ いを創出するま ち	テーマ3 誰もが安心して 年を重ね、活躍 できるまち
1 子どもから高齢者までが輝いて、魅力あふれるまちを創ります	1 子どもの未来が輝くまちにします	1 切れ目のない子育て支援	○		
		2 子どもを守る仕組みの充実	○		
		3 子どもの教育の充実	○		
	2 心豊かに暮らせる、福祉が充実したまちにします	4 高齢者の福祉・介護の充実と活躍推進			○
		5 障害者福祉の充実と社会参加の促進			○
		6 地域福祉の推進と社会保障制度の安定運営			○
	3 生き生きと健康に過ごせるまちにします	7 生涯にわたる健康づくりの推進	○		○
		8 地域医療と保健衛生の確保			○
		9 生涯学習の推進			○
	4 つなぐりを大切に、共に支え合うまちにします	10 地域コミュニティの維持・活性化		○	
		11 人権及び平和意識の高揚と男女共同参画の推進		○	
2 自然、歴史、文化、スポーツを重視し、多くの人が集うまちを創ります	5 インバウンド観光で人が集い、にぎわうまちにします	12 観光・MICE の振興		○	
		13 まちの魅力を生かしたにぎわいの創出		○	
		14 多文化共生・国際理解の推進		○	
	6 自然豊かな景観を守り育て、自然と共生するまちにします	15 自然環境の保全	○	○	
		16 歴史文化遺産の保存・活用	○	○	
		17 古都にふさわしい景観づくり		○	
	7 悠久の歴史と文化を大切に、次代に継承します	18 スポーツの推進	○	○	
		19 文化・芸術活動の推進	○	○	
	8 スポーツと文化で、生き生きと楽しむまちにします	20 災害に強いまちづくりの推進			○
		21 安心して暮らせるまちづくりの推進			○
		22 ライフラインの確保			○
3 安心、快適に住み続けることのできる活力のあるまちを創ります	10 コンパクトで質の高い持続可能なまちにします	23 持続可能で活力ある地域形成		○	
		24 交通ネットワークの充実			○
		25 住環境の整備			○
	11 経済が活性化し、元気なまちにします	26 商工業の振興		○	
		27 農林水産業の振興		○	
		28 就労支援と労働環境の充実			○
	12 再生可能エネルギーの活用とごみの適正処理でクリーンなまちにします	29 脱炭素社会の推進	○	○	○
		30 循環型社会の推進			○
	13 徹底した行財政改革を進め、確かな都市経営を進めます	31 持続可能な行財政運営	○	○	○
		32 スマート自治体の推進	○	○	○



4 重点プロジェクト

4 重点プロジェクト

第3期実行計画の計画期間において、市民意識調査結果等をもとに、特に力を入れる取組を4つの重点プロジェクトとして設定しました。各プロジェクトでは、施策分野が異なる複数の事業を相互に関連付けながら、本市が抱える課題の解決につなげていきます。

重点プロジェクト1 就学前教育・保育の魅力向上プロジェクト

共働き世帯の増加などのライフスタイルの変化を背景として、令和6年4月に本市の待機児童が過去最多となるなど、保育ニーズが高まっています。

これらの保育ニーズに応えるために、就学前教育・保育・療育の環境を整備するとともに、支援体制を構築していきます。

今後さらに充実を図る取組

1 子どもの学びや成長に適した就学前教育・保育の環境の整備

- 子どもの学びや成長を促すために複数クラスを確保できるよう、市立幼稚園の再編と認定こども園化の検討を進めます。
- 高まる保育ニーズに応えるとともに、質の高い保育を提供するため、保育人材の確保に向けた取組を進めます。
- 地域の特性を生かした教育・保育の実践とともに、小学校へのスムーズな繋ぎを実現するための取組を進めます。

2 一人一人の子どもに寄り添った発達支援体制の整備

- 乳幼児健診における障害の早期発見・早期支援のほか、保護者が子どもに適した支援体制を選択できるように療育・保育の環境の整備を行います。
- 保護者が相談しやすい体制を整えるとともに、学齢期にも切れ目のない支援ができるように、組織体制の見直しを図ります。

3 困難な状況にある子どもや保護者への早期支援

- 支援を要する世帯を早期に把握し、時機を逃さない支援を行うため、妊娠期から子育てまでの伴走型の支援(母子保健)と、困難な状況の子どもや保護者への支援(児童福祉)を一体的に行う体制を整備します。

関連する施策

施策1 施策2 施策3

現在の市庁舎の本館及び別館は、耐震性能が不足しているため、大規模な地震等の災害により、大きな被害が発生するおそれがあることから、皇子山総合運動公園の一部に新たな庁舎を整備することとしています。

庁舎整備イメージの一例



整備の基本方針

- 新庁舎は、災害時の防災拠点としての機能を備え、指定緊急避難場所や緊急消防援助隊の受け入れ場所としての役割を持つ皇子山総合運動公園と一体的に活用することにより、地域防災力の更なる向上を目指します。
- デジタル技術を活用した利用しやすい窓口サービスの提供やバリアフリー化、省エネルギーや電力自給等による脱炭素の取組により、人にも環境にもやさしい庁舎となるよう整備を進めます。
- 市民が利用しやすく親しみやすい市役所の実現に努めます。

関連する施策

施策5 施策20 施策29 施策31 施策32

重点プロジェクト3

坂本城跡を生かした歴史まちづくりプロジェクト

令和5年度に行った発掘調査により、幻の城とされてきた坂本城の遺構と考えられる石垣と堀が発見され、文化財としての価値が極めて高いと思われる坂本城に注目が集まっています。

今回の発見により高まった坂本城跡への関心を、本市が有する数多くの文化財への関心にも広げ、歴史文化遺産をこれまで以上に活用し、地域が誇れる歴史まちづくりにつなげることが求められています。

坂本城とは

- 1571年、比叡山焼き討ちを行った織田信長が明智光秀に、滋賀郡の支配の拠点として、築城を命じたとされています。
- 絵図等が残っていないため、幻の城とされてきました。
- 昭和54年の発掘調査で、16世紀後半の礎石建物や井戸、多量の瓦が見つかりましたが、その後の発掘調査では、遺構は発見されませんでした。



堀底からみた石垣

これからの取組

- 貴重な歴史的遺構を後世に引き継ぐため、坂本城跡の国による史跡指定に向けて、県と連携しながら調査等を進めます。
- 本市の歴史文化遺産を教育や生涯学習に活用し、シビックプライドの醸成を図ることで、まちづくりに生かします。
- 坂本城跡をはじめとする地域が持つ価値ある資源を広く発信し、観光誘客につなげます。

関連する施策

施策3 施策9 施策12 施策16

急速な高齢化に伴って、認知症の人が増えており、高齢者の5人に1人が認知症の人又はその予備軍と言われているなど、認知症は多くの人にとって身近なものとなってきています。

令和6年1月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、共生社会の実現に向けて、認知症の人や家族等の参画とともに多様な主体が連携し、立案、実施していくことが求められています。本市においても、国の動向を踏まえ、認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して生活できるように以下の取組の充実を図ります。

今後さらに充実を図る取組

1 介護予防と一体化した認知症の初期支援

- 介護予防施策(通いの場等)と連携して、認知症の簡易チェックとその結果に応じた初期支援を実施するための支援モデルを確立します。
- 早期発見・早期介入に向けて、認知症疾患医療センター、かかりつけ医、あんしん長寿相談所等、関係機関における連携協力体制を整備します。

2 幅広い啓発活動の実施

- 企業・職域における認知症サポーターの養成を促進し、認知症の人と関わる機会が多い職場での認知症に関する理解を深めます。
- 子ども、学生向けの認知症サポーター養成講座を実施するなど、若い世代への認知症に関する啓発及び知識の普及を強化します。
- オレンジリングフォーラム等の啓発事業を多くの集客が見込める場所で開催し、市民に認知症に関する理解が広がるよう取り組みます。

3 社会参加の機会の確保

- 認知症の人の居場所づくりを進めるため、認知症カフェを拡充し、すべての日常生活圏域への設置を図ります。
- 若年性認知症カフェの拡充を図るとともに、若年性認知症コーディネーターや関係機関と連携し雇用継続等の支援を行います。
- 当事者の声が広く発信できるよう、会議やイベント等に認知症の人や家族の参画を促進します。

関連する施策

施策4 施策6 施策7 施策11



5 SDGs・GX の推進

5 SDGs・GX の推進

(1) SDGsの推進

SDGsの17の目標

SDGsとは、平成 27 年 9 月に国連サミットにおいて採択された、社会・経済・環境面における「持続可能な開発」を目指す国際社会共通の目標です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標、169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを掲げています。

日本国政府においても、平成 28 年 12 月に「実施指針」を決定し、SDGsの推進に取り組むことを示しています。

大津市では平成 29 年4月に SDGsへの取組を表明しており、総合計画の施策と SDGsの目標を関連付けて推進します。

	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
	すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する
	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
	国内および国家間の格差を是正する

11 住み続けられるまちづくりを 	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
12 つくる責任 つかう責任 	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
13 気候変動に 具体的な対策を 	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
14 海の豊かさ を守ろう 	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさも 守ろう 	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
16 平和と公正を すべての人に 	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
17 パートナーシップで 目標を達成しよう 	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(2) GX(グリーントランスフォーメーション)の推進

GXとは、化石燃料に頼らず、太陽光等、自然環境に負荷の少ないエネルギーの活用を進めることで、二酸化炭素の排出量を減らし、産業・社会構造をクリーンエネルギー中心の構造に転換していく取組です。

気候変動問題への対応として、脱炭素社会を実現することは、世界共通の重要課題であり、日本国政府は令和2年に「2050年カーボンニュートラルの実現」を公表しています。

本市においても、令和4年3月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、再生可能エネルギーの活用や公共施設の省エネルギー対策の推進等、市役所が率先した取組を行うとともに、あらゆる分野で、市民、事業者と連携し、GXの推進を図ります。

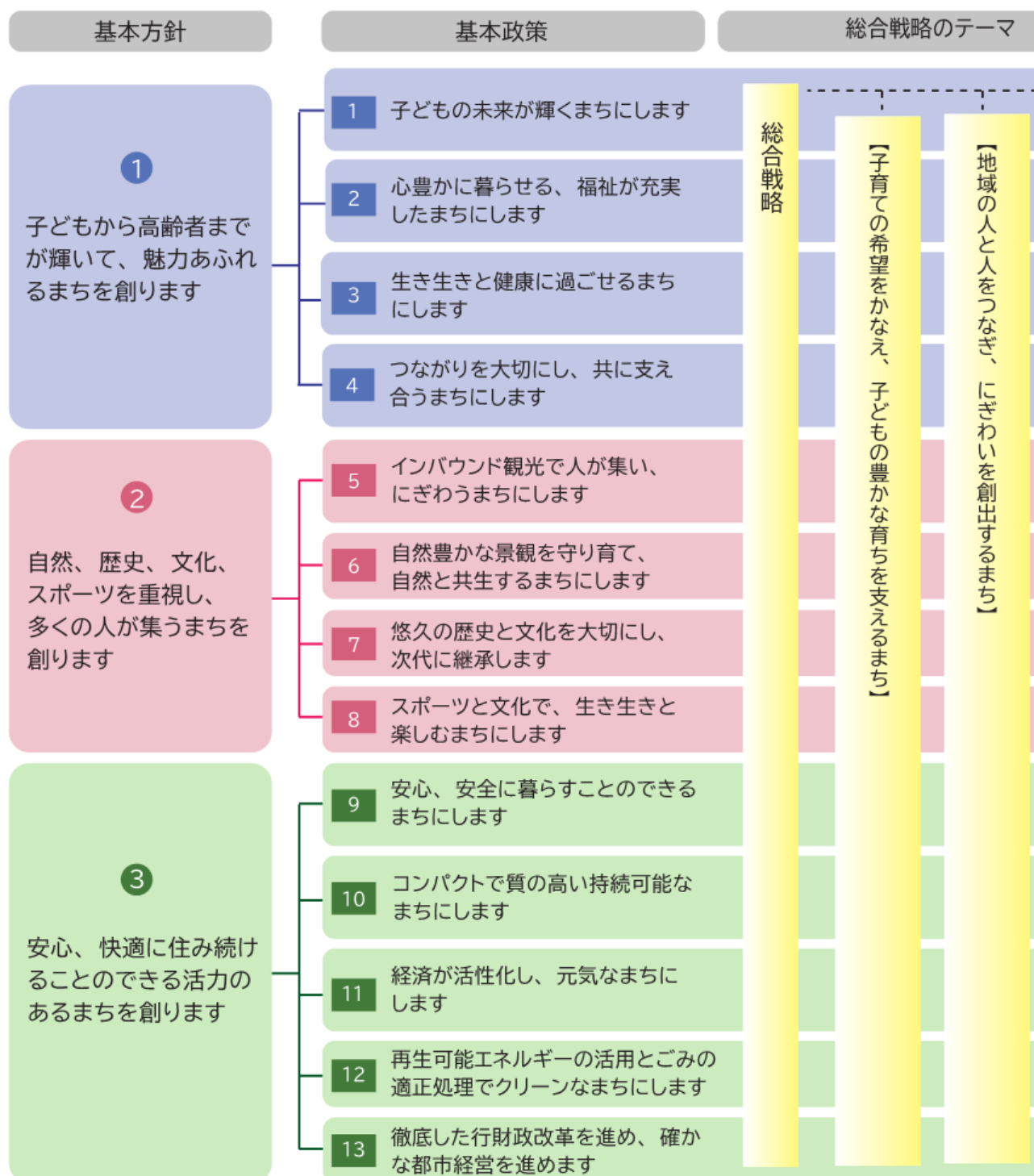
*ゼロカーボンシティとは

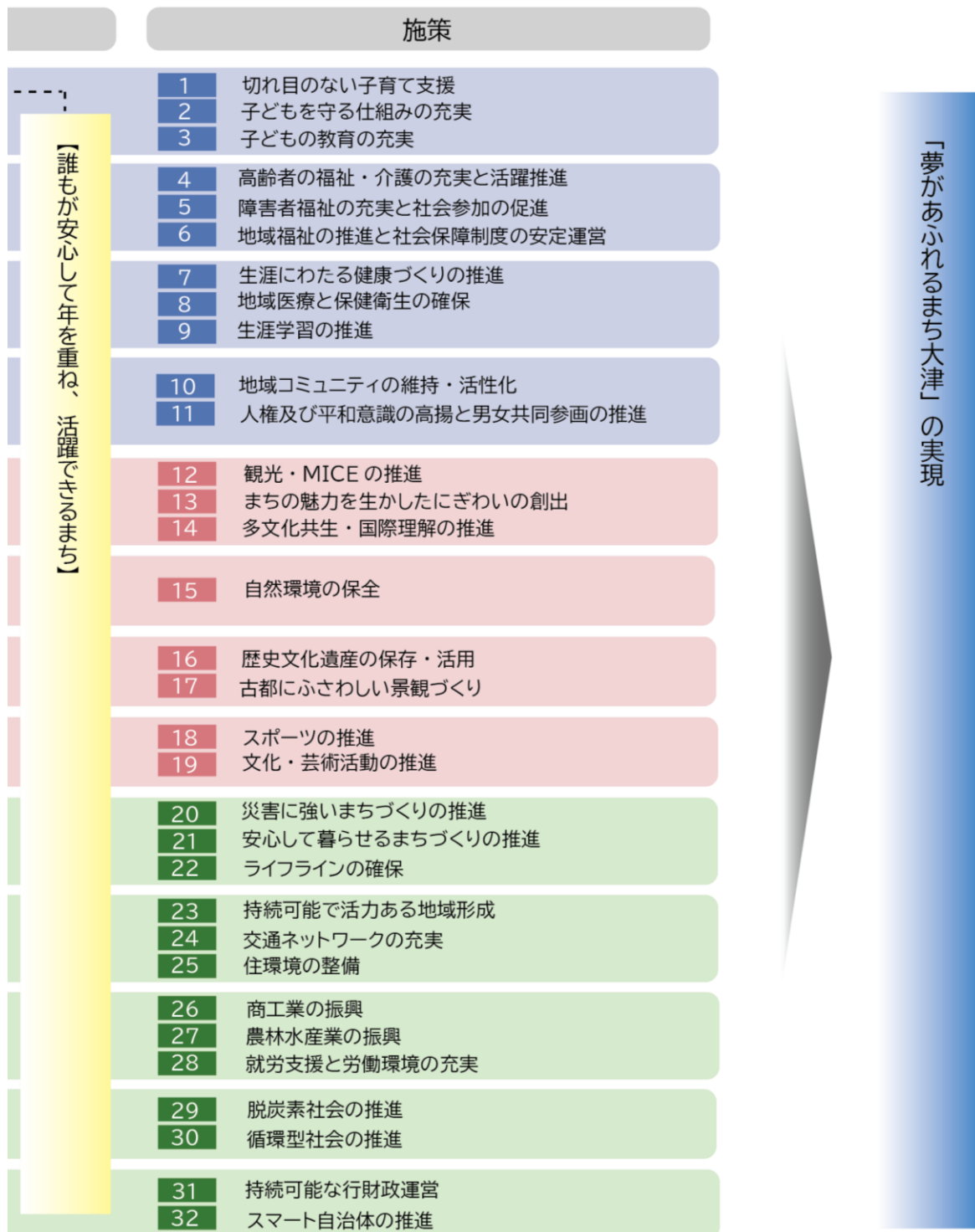
2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体を指します。



6 施策

6 施策





◆ 動向と課題

核家族化の進行、保護者の働き方の多様化、共働き世帯の増加等を背景として、保育サービス等の子育て支援に対するニーズが多様化しています。また、未婚化・晩婚化や、子育て家庭が抱える経済的及び精神的な負担感が少子化の一因となっています。さらに、地域でのつながりが希薄化しており、誰にも相談できずに子育てに不安を抱く保護者も少なくありません。

◆ 施策目標

妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実を図り、子育て中の方が安心して生き生きと子育てできるまちを目指します。

◆ 取組の方向性

1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

安心して出産及び子育てができるよう、子どもや子育て中の方に寄り添い、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。また、妊娠・出産・子育てに対する経済的及び精神的な負担を軽減するとともに、理想とする子どもの人数を叶えられるよう支援の充実を図ります。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない相談支援
- ◆ 妊娠・出産・子育てに対する経済的支援

2 子育てを支援する仕組みの充実

子育て中の方が安心して、生き生きと子育てができるよう、子育てに関する情報発信を行い、健康相談や育児相談の実施等による支援を行います。また、地域での自主的な子育て活動の支援や交流の場の充実を図ります。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 子育て相談や子育てに関する情報提供の充実
- ◆ 子どもの医療費の助成

3 子どもの教育・保育の充実

保育士を確保する取組を進め、就学前の子どもの育ちの場を確保するとともに、子どもの発達特性に応じた質の高い教育・保育環境を提供します。また、保護者の就労等により昼間に家庭での保育を受けることが困難な小学生の健全な育成に資するため、児童クラブの拡充及び保育の質の向上を図ります。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 保育士を確保する対策の推進
- ◆ 市立幼稚園の規模適正化の推進

指標

項目	基準値	目標値
出産後の4か月児健診で、「この地域で今後も子育てしていきたい」人の割合	97.9% (R5 年度)	98.0% (R10 年度)
「おおつ子育てアプリ」とも☆育」の利用登録者数	4,335 人 (R6 年 3 月 31 日)	11,300 人 (R11 年 3 月 31 日)

関連する取組又は事業

① 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

- ◆ 妊産婦健康診査
- ◆ 乳幼児健診等における保健指導
- ◆ 乳児家庭全戸訪問
- ◆ 産前・産後サポート事業
- ◆ プレコンセプションケアの推進
- ◆ 結婚新生活支援事業
- ◆ 妊婦のための支援給付

② 子育てを支援する仕組みの充実

- ◆ 子育て中の親子が交流できる場の提供
- ◆ 子育てサークルの支援
- ◆ 公立保育園における子育てステーション事業
- ◆ 健康相談、育児相談の実施
- ◆ 子育て講座(離乳食教室等)の開催
- ◆ 学校給食費の負担軽減の検討

③ 子どもの教育・保育の充実

- ◆ 民間保育施設への運営助成・補助の実施
- ◆ 民間児童クラブの参入促進
- ◆ 公立児童クラブの狭あい化解消

SDGs 関連するゴール



◆ 動向と課題

児童虐待やいじめ、不登校やひきこもり、ヤングケアラーの問題は、将来にわたって子ども・若者の心身の成長や生活に影響を及ぼすおそれがあり、その防止や対応及び対策は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。また、全ての子どもの最善の利益が優先されるために、年齢や発達の程度に応じた支援が必要となっています。

◆ 施策目標

社会全体が子ども・若者や家庭に寄り添い、支えることで、子どもの心身の健全な成長を育み、全ての子ども・若者が、自分らしく希望を持って成長できる社会を目指します。

◆ 取組の方向性

1 子どもの人権を守る

児童虐待やいじめ、不登校、ヤングケアラーなどの子どもを取り巻く様々な課題に対し、関係機関が連携して未然防止及び早期発見・早期対応を行うとともに、子どもや家庭に寄り添った支援を行います。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応
- ◆ 子どもの居場所づくり事業

2 ライフステージに対応した一貫した発達支援

発達に課題を持つ子どもが、乳幼児期から学齢期まで一貫性と継続性を持った支援を受けることができるよう相談体制とライフステージに応じた支援の充実を図ります。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 発達障害、その疑いのある子どもを対象とした相談・支援
- ◆ 乳幼児期から学齢期までの切れ目のない発達支援体制の整備

1 子どもから高齢者までが輝いて、魅力あふれるまちを創ります
1 子どもの未来が輝くまちにします

3 子ども・若者の健やかな育ちの支援

子ども・若者が意見を安心して自由に表明できる場や意見を施策に反映させる仕組みづくりに取り組みます。また、経済的な困窮が原因となり、進学や教育の機会が奪われることのないよう子どもや保護者に対する学習や生活の支援を行います。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 子ども・若者の意見を聴く仕組みづくり
- ◆ 高校進学支援事業

指標

項目	基準値	目標値
児童虐待防止にかかる研修会の参加者数	618 人 (R5年度)	690 人 (R10 年度)
発達相談を行った子どもの実人数	1,124 人 (R5 年度)	1,250 人 (R10 年度)
子ども・若者が意見を表明できる場の数	－か所 (R5年度)	4 か所 (R10 年度)

関連する取組又は事業

① 子どもの人権を守る

- ◆ アウトリーチによる支援の推進
- ◆ 不登校児童生徒を支援するための校内ウイングと教育支援センターの機能の充実
- ◆ 外部専門家による調査等や関係機関と連携したいじめの相談・事案への対応
- ◆ いじめ防止に関する研修及び授業の実施
- ◆ 様々な課題を抱える少年の支援

② ライフステージに対応した一貫した発達支援

- ◆ 障害児・要発達支援児への早期対応の充実
- ◆ 特別支援教育巡回相談の充実
- ◆ 0～2歳児の発達支援療育の実施

③ 子ども・若者の健やかな育ちの支援

- ◆ 子ども・若者総合相談窓口を活用した支援
- ◆ 支援機関や関係団体との連携による支援の充実
- ◆ 児童館を活用した子どもや保護者への支援
- ◆ 地域における子どもの体験活動や指導者育成への支援
- ◆ 児童生徒の就学に対する経済的支援

SDGs 関連するゴール



◆ 動向と課題

少子化や人口減少、地域コミュニティの希薄化、グローバル化の進展などにより社会が大きく変容する中で、子どもたちの学びの環境も変化しているため、家庭、地域、学校及び関係機関との連携を図りながら、時代の要請に応える教育環境の整備及び充実に努めることが求められています。

◆ 施策目標

子どもたちが自立した個人として、これからの社会を生き抜いていくために必要な資質や能力を養うとともに、多様性を尊重し、ともに学び、将来の目標や夢を育むことができる教育を行います。

◆ 取組の方向性

1 次代を生きる力の育成

知徳体の観点を大切にしながら「生きる力」を総合的に育むため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるとともに、誰もが安心して学ぶことができるよう、個に応じたきめ細かな支援の充実を図ります。また、生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、子どもの心身の健康づくりを進めます。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくり
- ◆ キャリア形成・情報活用能力の育成

2 特色ある学校づくりの推進

子どもや地域の実情に合わせた特色ある教育活動を行います。さらに、社会に開かれた学校運営を行うとともに、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を通して、家庭、地域及び学校が互いに連携・協働する、地域とともにある学校づくりを行います。また、教職員が、専門性を発揮して教育活動が行えるよう資質の向上に努めるとともに、総合的な働き方改革を進めます。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 子どもや地域の実情を踏まえた学校教育目標の実現に向けた取組

1 子どもから高齢者までが輝いて、魅力あふれるまちを創ります

1 子どもの未来が輝くまちにします

3 安心、安全な教育環境の整備

子どもたちが学校生活を安心、安全に過ごせるよう、長寿命化改良、トイレ改修、学校体育館への空調設備の設置等の施設改修を計画的に進めます。また、子どもや保護者の不安や悩みに寄り添い、子どもが安心できる居場所やつながりを大切にした不登校児童生徒支援等を行います。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 学校体育館への空調設備の設置
- ◆ 不登校児童生徒を支援するための校内ウイングと教育支援センターの機能の充実【再掲】

指標

項目	基準値	目標値
子どもによる学校評価アンケートの総合的な平均値(3点満点)	2.43 点 (R5 年度)	2.45 点 (R10 年度)
保護者による学校評価アンケートの総合的な平均値(3点満点)	2.27 点 (R5 年度)	2.30 点 (R10 年度)

関連する取組又は事業

① 次代を生きる力の育成

- ◆ 人権教育・道徳教育・体験的活動の充実
- ◆ 郷土への愛着を育む教育の推進
- ◆ 一人一人に応じたきめ細かな支援
- ◆ 読書活動の充実
- ◆ 小中学校における情報機器・ネットワーク等の ICT 環境の整備
- ◆ 部活動の地域移行

② 特色ある学校づくりの推進

- ◆ 学校の組織マネジメントの強化と教職員の資質向上
- ◆ 学校夢づくりプロジェクト、学校夢づくり+(プラス)の推進
- ◆ コミュニティ・スクールの充実と地域学校協働活動の推進
- ◆ 外部専門家、地域協力者等との連携による「チームとしての学校」の推進
- ◆ 教職員の事務負担の軽減と人的支援

③ 安心・安全な教育環境の整備

- ◆ 長寿命化計画に基づく施設改修の実施
- ◆ トイレの洋式化・乾式化、給排水設備等の更新
- ◆ 子どもや保護者への教育相談(特別支援教育相談を含む)の充実
- ◆ いじめ対策の推進

◆ 動向と課題

高齢化の進行により、今後も医療と介護の両方を必要とする高齢者や認知症の高齢者、高齢者のみの世帯が増加し、高齢者ニーズの多様化が予測される中、担い手である生産年齢人口の減少を踏まえ、福祉・介護人材の確保や介護現場における生産性の向上が求められています。また、高齢者が活躍できる機会の創出が必要となっています。

◆ 施策目標

高齢者が住み慣れた地域で社会とつながり、生き生きと自分らしく、安心して暮らせるまちを目指します。

◆ 取組の方向性

1 認知症施策の充実と地域包括ケアの推進

認知症の高齢者や医療と介護の両方を必要とする高齢者が、安心して在宅生活を送ることができるよう、認知症施策を推進するとともに、医療と介護の連携や介護サービスの充実を図ることにより、医療、介護、生活支援等を切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを推進します。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 認知症の人の社会参加の推進
- ◆ あんしん長寿相談所の機能強化

2 高齢者が生き生きと活躍する仕組みづくり

保健事業と介護予防事業との一体的な実施を推進し、高齢者の健康増進を図ります。また、高齢者の就労を含めた生きがいづくりと社会参加の促進に取り組みます。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 高齢者の健康づくり及び介護予防の推進

- 1 子どもから高齢者までが輝いて、魅力あふれるまちを創ります
- 2 心豊かに暮らせる、福祉が充実したまちにします

3 介護サービス基盤の整備

利用者のニーズに応じた適切な介護保険サービスが提供できるよう、介護人材の確保に係る取組を推進するとともに、介護サービス基盤の整備等を計画的に進めます。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 介護人材の確保及び定着に向けた支援
- ◆ 介護保険施設等の施設整備等への支援

◆ 指標

項目	基準値	目標値
企業・職域型の認知症サポーター養成数	5,773人 (R6年3月31日)	9,000人 (R11年3月31日)
地域リハビリテーションサポーター会議の 延べ参加者数	166人 (R5年度)	200人 (R10年度)
介護予防に取り組む市民の数(介護予防を 目的とした教室等の延べ参加者数)	851人 (R5年度)	1,320人 (R10年度)

◆ 関連する取組又は事業

① 認知症施策の充実と地域包括ケアの推進

- ◆ 認知症に関する知識の普及・啓発活動の強化
- ◆ 地域や民間事業者と連携した見守り体制の強化
- ◆ 地域リハビリテーションの充実
- ◆ 認知症の早期発見・早期対応の充実
- ◆ 在宅療養・看取りについての普及・啓発
- ◆ 24時間対応を可能とする在宅医療・介護連携体制づくり
- ◆ 介護離職防止に向けた相談体制等の充実

② 高齢者が生き生きと活躍する仕組みづくり

- ◆ 生活習慣病等の重症化予防や口腔機能向上のための保健指導等の充実
- ◆ 高齢者の就労機会確保に向けた支援
- ◆ 働く場・生きがいづくりの場の提供

③ 介護サービス基盤の整備

- ◆ 「介護の仕事」や「介護職」の社会的な重要性や魅力の発信
- ◆ 入所・居住系施設サービスの整備
- ◆ 地域密着型サービスの整備

SDGs 関連するゴール



◆ 動向と課題

障害のある人の高齢化や障害の重度化、家族の高齢化の進行に伴い多様化しているニーズに応じた支援を、適切に提供できるよう体制の充実が求められています。また、障害のある人が希望する生活を送れるよう、障害への理解を促進し、全ての人が互いを尊重し、共に支え合う共生社会の実現が求められています。

◆ 施策目標

障害がある人も障害のない人と同じ生活と活動を行い(ノーマライゼーション)、社会からの孤立や排除なく、それぞれの存在と役割を有して(ソーシャル・インクルージョン)、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるまちを目指します。

◆ 取組の方向性

1 障害福祉サービス等の充実

障害のある人が住み慣れた地域での生活が続けられるよう、それぞれの障害特性や医療的ケアに対応できる社会資源の整備に取り組めます。また、障害のある人や家族の複合的な課題に対応したきめ細かな相談やサービス実施体制の充実を図ります。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 重度障害のある人に対応できる日中、住まいの場の充実
- ◆ 相談支援を行う事業所の体制強化

2 障害者の就労の支援

障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、関係機関と連携しながら、一般就労に向けた支援や企業の理解促進及び就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な就労支援を推進します。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 障害者の就労を支援する法人や障害者が働く事業所の運営支援
- ◆ 就労の訓練や定着を支援する障害福祉サービス等の提供

- 1 子どもから高齢者までが輝いて、魅力あふれるまちを創ります
- 2 心豊かに暮らせる、福祉が充実したまちにします

3 障害者に配慮したバリアフリー化の推進

障害のある人が安心、安全かつ快適に移動することができるよう、その阻害要因となる社会的障壁を除去するため、公共施設のバリアフリーチェックを進めるとともに、合理的配慮の普及に向けた取組やバリアフリー意識の醸成を図ります。

◇ 特に注力する取組

◆ 公共施設等のバリアフリー化の推進

指標

項目	基準値	目標値
障害福祉に関する延べ相談件数	37,892 件 (R5 年度)	43,000 件 (R10 年度)
働き・暮らし応援センターを通じて、 一般就労した障害者数	63 人 (R5 年度)	105 人 (R10 年度)
公共施設のバリアフリーチェック実施件数	2 件 (R5 年度)	2 件 (R10 年度)

関連する取組又は事業

① 障害福祉サービス等の充実

- ◆ 重症心身障害児者や医療的ケアを必要とする人、強度行動障害を呈する人への支援の充実
- ◆ 情報アクセシビリティの向上

② 障害者の就労の支援

- ◆ 優先調達の推進
- ◆ 市の機関における障害者雇用の促進

③ 障害者に配慮したバリアフリー化の推進

- ◆ 障害に対する正しい知識の普及
- ◆ 「心のバリアフリー」の推進
- ◆ 障害のある人となない人との交流の場の充実
- ◆ 合理的配慮の提供事例集の活用

SDGs 関連するゴール



◆ 動向と課題

地域コミュニティの希薄化に伴う社会的孤立や高齢の親がひきこもりの子の生活を支える 8050 問題、介護と育児に同時に直面するダブルケアなどの一つの分野にとどまらない重層的な課題が生じています。

また、少子高齢化による被保険者の減少や医療費の増大等による厳しい財政運営が続く中、医療、介護、福祉等の社会保障制度の持続可能な運営が課題となっています。

◆ 施策目標

地域福祉の充実を図り、人と人、人と社会が世代や分野を越えてつながり、支え合う社会を目指します。また、市民の暮らしの安心と健康を支えるため、健全で安定的な社会保障制度の運営を行います。

◆ 取組の方向性

1 地域福祉の推進

地域住民や福祉の関係者が互いに協力・連携し、複雑化・複合化した課題の解決に向け、包括的な相談支援やアウトリーチを通じた継続的支援等の取組を進める体制づくりやネットワークの構築を図ります。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 相談を包括的に受けとめ、支援機関が連携して相談者の課題を解決するための仕組みづくり
- ◆ 地域、支援機関、事業者、行政等の官民が連携する仕組みづくり

2 自立支援の推進

障害のある人やひとり親家庭等が地域で自立するための支援を行うとともに、生活に困窮する方に対し、就労支援や家計改善支援等の自立に向けた包括的な相談・支援体制の整備に取り組みます。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 自立支援員による生活困窮者への自立支援プログラムの実施
- ◆ 母子家庭等就業・自立支援センターによる就業支援

- 1 子どもから高齢者までが輝いて、魅力あふれるまちを創ります
- 2 心豊かに暮らせる、福祉が充実したまちにします

3 暮らしの安心と健康を支える基盤の安定

市民の暮らしの安心を支えるため、国民健康保険事業、後期高齢者医療制度及び介護保険事業の健全な運営を図ります。また、データに基づいた健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を行い、市民の健康の保持増進等を図ります。

◇ 特に注力する取組

◆ 医療保険及び介護保険の安定運営

◆ 指標

項目	基準値	目標値
生活困窮者自立相談支援事業における、支援プランの評価件数のうち、自立に向けての改善が見られた件数の割合	92.3% (R3～R5 年度の平均値)	94.0% (R10 年度)
生活習慣病の治療者に占める脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症の割合	脳血管疾患:9.8% 虚血性心疾患:10.4% 糖尿病性腎症:2.1% (R5年度)	基準値からの改善 (R10 年度)

◆ 関連する取組又は事業

① 地域福祉の推進

- ◆ 地域福祉の担い手の確保・育成
- ◆ 成年後見制度の利用促進

② 自立支援の推進

- ◆ 生活保護制度の適正な運用
- ◆ 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援
- ◆ 児童扶養手当等の支給

③ 暮らしの安心と健康を支える基盤の安定

- ◆ 健診データやレセプトデータを活用した健康課題の明確化
- ◆ 特定健康診査・特定保健指導

SDGs 関連するゴール



◆ 動向と課題

食習慣や生活習慣の変化及び高齢化の進行により、今後も生活習慣病の有病者やがん患者等の増加が見込まれます。さらに、運動不足やバランスを欠いた食生活などの健康に関する課題を抱える人が増加していることから、高い平均寿命の水準を保つとともに、健康で自立した生活を送ることができる健康寿命の延伸に向けた取組が求められています。

◆ 施策目標

市民一人一人が自らの健康を大切にして、ライフステージに応じた健康づくりに取り組めるまちを目指します。

◆ 取組の方向性

1 生活習慣病予防と健康寿命の延伸

がんや生活習慣病等の予防に向けた啓発や検(健)診、市民一人一人の生活習慣や健康状態に応じた保健師や管理栄養士等による健康相談や保健指導を実施し、健康寿命延伸のための支援体制の充実を図ります。

◇ 特に注力する取組

- ◆ がん検診の受診率の向上
- ◆ 歯周病検診の実施

2 食育の推進

日頃の食習慣が心身の健康に影響を与えることから、子どもの頃から朝ごはんを食べる、栄養バランスの良い食事を心がけて食べるなどの正しい食習慣を身に付けられるよう、これから親になる世代や子育て中の世代を中心に、食育を推進します。また、学校給食を通じた望ましい食習慣の育成などの市民が生涯にわたり健全な食生活を送れるように取組を進めます。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 学校給食を通じた食育指導の充実

3 心の健康づくりの推進

ストレス、不安、うつ等の精神的な問題は、生活の質を低下させ、身体的な健康にも悪影響を与えることがあります。心の健康(メンタルヘルス)を保つためには、個人だけでなく、地域や社会全体での理解や取組が必要であることから、メンタルヘルスに関する知識の普及及び啓発を行うとともに、心の不調や生きづらさを抱える人に対する相談及び支援を行います。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 精神疾患、依存症、発達障害等の生きづらさを抱える人への支援

◆ 指標

項目	基準値	目標値
平均寿命と健康寿命の差(男性)	1.64年 (R5 年度)	基準値からの縮小 (R10 年度)
平均寿命と健康寿命の差(女性)	3.75年 (R5 年度)	基準値からの縮小 (R10 年度)

◆ 関連する取組又は事業

① 生活習慣病予防と健康寿命の延伸

- ◆ がん予防に関する知識の普及・啓発
- ◆ 歯と口腔の健康教育
- ◆ 健康寿命の延伸に関する知識の普及・啓発
- ◆ がん患者等に対する支援
- ◆ 地域、企業・職域団体や関係機関等との連携による健康づくり活動

② 食育の推進

- ◆ 食生活の改善に関する知識の普及・啓発
- ◆ 地域の食文化の継承

③ 心の健康づくりの推進

- ◆ メンタルヘルスに関する知識の普及・啓発
- ◆ 精神障害者等に対応した地域包括ケアシステムの構築
- ◆ 精神障害者の早期受診や受診中断者への支援
- ◆ 自殺対策連絡協議会、自殺対策研修会の開催
- ◆ いのちをつなぐ相談員の派遣
- ◆ 難病患者を対象とした医療講演会、交流会の開催

◆ 動向と課題

医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大や現役世代の減少に伴う医療需要の変化に備え、在宅医療の提供体制の確保が求められています。また、公立病院である地方独立行政法人市立大津市民病院は、保健医療圏域全体の医療ニーズやバランスを考慮した役割が求められています。

さらに、新興感染症を始めとする健康危機の発生と拡大を防止するとともに、市民が安全で衛生的な生活ができるよう犬猫等の適正な飼育環境を整備することが求められています。

◆ 施策目標

多様化する市民ニーズに応じた医療水準の維持向上を図るとともに、市民の生命と健康を確保するための健康危機管理体制を整備します。

◆ 取組の方向性

1 地域医療の充実

市民や地域の医療機関等からの多様なニーズに応じる地方独立行政法人市立大津市民病院の取組を支援するとともに、必要な時に身近で良質な医療を受けることができるよう、訪問診療等の医療提供体制を確保します。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 訪問診療や訪問看護体制の強化

2 健康危機管理対策の推進

感染症発生時の速やかな対応や適切な予防接種の勧奨により感染症による健康被害の防止に努めます。また、健康危機に関する事態の発生及びそのおそれがある場合に、迅速かつ適切に健康被害の拡大防止策等を講じる体制を整備するとともに、県や医療機関、関係団体との連携を強化します。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 高齢者施設、保育施設等における感染症発生の予防及びまん延の防止
- ◆ 県や医療機関等との連携強化及び訓練

3 動物愛護の推進

動物の適正飼育を啓発し、動物愛護精神の醸成を図ります。

◇ 特に注力する取組

◆ 犬猫等の適正飼育の普及啓発

◆ 指標

項目	基準値	目標値
機能強化型訪問看護ステーションの事業所数	4事業所 (R5年度)	5事業所 (R10年度)
前年度指導実施施設等の感染症集団発生率 (学校保健安全法が適用される施設を除く)	46.4% (R5年度)	20.0%以下 (R10年度)

◆ 関連する取組又は事業

① 地域医療の充実

- ◆ 救急医療体制の確保
- ◆ 地方独立行政法人市立大津市民病院の支援

② 健康危機管理対策の推進

- ◆ 健康危機に関するリスクコミュニケーションの推進
- ◆ 新興感染症等の発生に備えた人材育成
- ◆ 感染症患者の移送体制の確保
- ◆ 食中毒の発生防止
- ◆ 災害対策備品・備蓄医療品の維持管理

③ 動物愛護の推進

- ◆ 地域猫活動の支援

◆ 動向と課題

少子高齢化や価値観の多様化等により、地域コミュニティが希薄化する中で、生涯学習を通じたつながりづくりや、生涯学習の学びの成果を地域課題の解決や自身の人生の充実等に活用することが重視されています。また、時間的な余裕がないため学習に取り組むことができない市民が多いことから、ライフステージに応じた幅広い学習機会の提供が求められています。

◆ 施策目標

市民一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて意欲的に学び、その学びの成果を自分自身やまちづくりに生かすことのできる環境づくりを進めます。

◆ 取組の方向性

1 学びの環境づくり

ライフステージに応じた多様な学習機会を提供することに加え、ICTを活用した学びの場の提供等を推進します。また、紙媒体やICTを活用して積極的に学習情報を発信するとともに、生涯学習情報の集約などにより、学習のための情報収集の利便性の向上を図ります。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 熱心まちづくり出前講座の実施
- ◆ オンライン講座の実施
- ◆ 幅広い図書資料の収集、保存及び提供

2 学びを広げ深める支援

学びの成果を地域活動の中に生かすことで地域とのつながりを持つとともに、地域活動を通して新たに見つけた地域課題の解決に向け、更に学びを深めることができるよう、学習成果を発表し、活用する場の提供や、学習成果を生かして活動する市民の支援を行います。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 文化祭や美術展等の開催支援
- ◆ ボランティア指導者を対象としたスキルアップ研修会の実施

- 1 子どもから高齢者までが輝いて、魅力あふれるまちを創ります
3 生き生きと健康に過ごせるまちにします

◆ 指標

項目	基準値	目標値
熱心まちづくり出前講座の利用者数	2,694 人 (R5 年度)	3,500 人 (R10 年度)
利用者団体が講師を務める 公民館等の講座の開催数	32件 (R5 年度)	52件 (R10 年度)

◆ 関連する取組又は事業

① 学びの環境づくり

- ◆ 各種講座の実施
- ◆ 図書館機能の充実

- ◆ リカレント教育の充実

② 学びを広げ深める支援

- ◆ 生涯学習センター等の活用の推進

- ◆ 学習成果を生かして活動する市民への支援
- ◆ 生涯学習専門員等のコーディネート能力の向上

◆ 動向と課題

少子高齢化や世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化等により、地域課題が複雑化、多様化するとともに、まちづくりの担い手不足や自治会加入率の低下等による地域コミュニティの希薄化が進んでいます。そのような中、地域の多様な主体が協力して支え合い、子どもや高齢者の見守り、災害時における助け合い等ができる地域コミュニティの実現が求められています。

◆ 施策目標

地域の多様な主体による地域の特色に合わせたまちづくりと、持続可能な地域コミュニティの実現を目指します。

◆ 取組の方向性

1 地域コミュニティの活性化の支援

地域の多様な主体が参画し、つながりを持つことにより互いに支え合い共に地域の課題を解決する共助の意識を高め、地域の実情に応じた持続可能な地域コミュニティの充実を図ります。また、地域の活動拠点として、市民センターを活用し、地域コミュニティの活性化につなげます。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 地域のまちづくり活動に合わせた取組と支援

2 市民協働の推進

地域の多様な主体と行政が互いに課題や目標を共有し、地域の特色に合わせたまちづくりを進めます。また、人材育成や地域の自主的な活動を支援するなどにより、市民が主体となる協働のまちづくりを推進します。

◇ 特に注力する取組

- ◆ まちづくりに主体的に取り組む人材の育成

- 1 子どもから高齢者までが輝いて、魅力あふれるまちを創ります
4 つながり大切に、共に支え合うまちにします

3 高校生や大学生との連携

高等学校や大学とのネットワーク形成や協働事業の実施により、若者の豊かな発想力をまちづくりに生かすとともに、次世代のまちづくりを担う人材の育成につなげます。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 高校生や大学生による地域課題解決に向けた提案事業の充実

指標

項目	基準値	目標値
パワーアップ・地域活動応援事業の実施団体数	19 団体 (R5年度)	36団体 (R10 年度)
大学連携相互協力事業数	380 事業 (R5年度)	400 事業 (R10 年度)

関連する取組又は事業

① 地域コミュニティの活性化の支援

- ◆ 自治会活動のデジタル化支援
- ◆ 地域と連携した自治会加入促進
- ◆ 市民センターの活用の推進

② 市民協働の推進

- ◆ 協働を進める三者委員会による協働施策の推進
- ◆ 地域の資源や課題等の発見・学習機会の提供
- ◆ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進【再掲】
- ◆ 児童生徒の地域活動への参加促進

③ 高校生や大学生との連携

- ◆ 高等学校や大学との協力関係の推進

人権及び平和意識の高揚と男女共同参画の推進

◆ 動向と課題

全ての人が多様性を認め合い、共生できる社会の実現と世界の恒久平和は人類共通の願いですが、性別、国籍、年齢、職業、働き方、価値観等の多様な生き方に関する差別や偏見がいまだに残されており、世界に目を向けると、戦争や地域紛争も絶えません。こうした中、多様性が尊重される社会の実現と希望に沿った生き方を選択できる社会づくりが求められています。

◆ 施策目標

人権尊重と男女平等、平和社会への意識が高まり、一人一人が互いを認め合いながら、個性と能力を発揮できる社会環境の形成を目指します。

◆ 取組の方向性

1 人権啓発の推進

一人一人が個性を認め合い、互いに理解し合うための学習機会の提供を図ります。また、不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながることをないよう、人権尊重のための啓発活動を推進するとともに、人権学習推進団体の活動を支援することで、市民の人権を尊重する意識の高揚を図ります。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 市民との協働による人権学習
- ◆ 人権啓発紙の発行や街頭啓発

2 平和意識の高揚

継続した平和啓発活動を推進し、広く市民の平和意識の高揚を図ります。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 平和イベントの開催

- 1 子どもから高齢者までが輝いて、魅力あふれるまちを創ります
4 つながり大切に、共に支え合うまちにします

3 男女共同参画の推進

男女共同参画を進める様々な取組を通じて、性別による固定的な役割分担の意識の見直しを図り、全ての人が自分らしく、最大限に力を発揮できる社会環境の整備を進めます。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 男性の家事、育児及び介護への参画促進
- ◆ 政策や方針決定過程への女性の参画促進

◆ 指標

項目	基準値	目標値
人権を考える大津市民のつどい参加者数	3,263 人 (R5 年度)	5,000 人 (R10 年度)
平和イベントへの参加者数	870 人 (R5 年度)	870 人 (R10 年度)
審議会等の委員における女性の割合	36.0% (R6 年 4 月 1 日)	40.0% (R11 年 4 月 1 日)

◆ 関連する取組又は事業

① 人権啓発の推進

- ◆ 関係団体との連携による人権学習機会の提供
- ◆ 人権標語、作文等の募集
- ◆ 人権擁護委員等による人権相談
- ◆ 人権研修会の開催

② 平和意識の高揚

- ◆ 市ホームページ等での啓発

③ 男女共同参画の推進

- ◆ 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発
- ◆ 男女共同参画センターの機能の充実
- ◆ 市民団体等との連携の推進
- ◆ 働きやすい職場づくりに向けた事業者への啓発
- ◆ 性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解促進と相談支援
- ◆ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等にかかる取組の推進

SDGs 関連するゴール



◆ 動向と課題

本市においては、「大津ならではの魅力」が具体的に認知されておらず、市内での周遊が少ない等の課題を抱えており、その背景や要因を把握した上で、観光消費額の増加等につながる取組を進めることが求められています。また、実効性のある取組を継続的かつ年次的に進めるために、安定的な財源の確保が必要となっています。

◆ 施策目標

琵琶湖や比良・比叡の山々に代表される豊かな自然、世界遺産・日本遺産を始めとした深い歴史、四季を通じて楽しめるスポーツ、アクティビティ等の「大津ならではの魅力」が認知され、選ばれ続ける観光地を目指します。また、MICE の誘致を地域経済の活性化とまちの魅力向上につなげます。

◆ 取組の方向性

1 「大津ならではの魅力」発信と観光誘客

多様化する観光ニーズに合わせたコンテンツの提供や付加価値の高いコンテンツを充実させ、「大津ならではの魅力」を創出します。また、効果的なプロモーションを実施し、「大津といえばこれ」といった具体的な認知の向上とともに、観光客及び観光消費額の増加を図ります。

◇ 特に注力する取組

- ◆ テーマ性のあるコンテンツの造成
- ◆ ターゲットに合わせた媒体・手法によるプロモーションの実施

2 MICE の誘致

「大津ならではの魅力」である琵琶湖畔に位置する施設等のコンベンション機能を生かした国際会議や全国大会等の誘致を推進することで、国内外からの誘客促進とまちのにぎわい創出を図ります。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 主催者への誘致活動と支援の充実

2 自然、歴史、文化、スポーツを重視し、多くの人が集うまちを創ります

5 インバウンド観光で人が集い、にぎわうまちにします

3 観光基盤の整備の促進

必要な情報の提供や受入環境の充実などにより、来訪者が安心、快適に観光を楽しむことができる環境を整えることで、市内の周遊促進や来訪者の満足度向上及びリピーター化を図ります。また、安定財源の確保に向けて検討を進めるとともに、持続可能な観光を推進し、市民生活との調和を図ります。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 情報提供機会の拡大
- ◆ 市有観光施設の魅力増進

指標

項目	基準値	目標値
総宿泊客数	115 万人 (R5 年度)	136 万人 (R10 年度)
観光消費額	1,827 億円 (R5 年度)	2,089 億円 (R10 年度)

関連する取組又は事業

① 「大津ならではの魅力」発信と観光誘客

- ◆ 付加価値の高いコンテンツの充実
- ◆ 歴史・文化・自然を生かした体験型コンテンツの提供
- ◆ 他地域やDMOとの広域連携の促進

② MICEの誘致

- ◆ MICE に関する情報発信
- ◆ 関連事業者との連携の促進

③ 観光基盤の整備の促進

- ◆ 多言語対応の促進
- ◆ 持続可能な観光推進のための環境整備
- ◆ ボランティアガイド・通訳ガイドの育成

◆ 動向と課題

まちのにぎわい創出に向け、人が訪れ、憩い、周遊できる仕掛けづくりや鉄道駅周辺の土地利用が必要となっています。また、本市の魅力である社寺や町家等の歴史的建造物や地域の行事等が、後継者不足や管理不全等により、失われることがないよう、これらを保存・活用し、地域の活性化につなげる必要があります。

◆ 施策目標

琵琶湖や比良・比叡の山並み等の豊かな自然環境や、今に引き継がれる多くの歴史文化遺産といった本市の魅力を最大限に生かして人を呼び込み、まちの回遊性を高め、まちのにぎわいを創出します。

◆ 取組の方向性

1 なぎさ公園周辺魅力向上プロジェクトの推進

大津湖岸なぎさ公園を中心に多機能な公園の充実を図るとともに、駅から湖岸及びまちなかへの動線づくりを進めます。また、MICE の誘致やプロモーション活動を実施するとともに、新しい琵琶湖文化館の開館が予定されている大津港周辺のにぎわい創出に向け、県や関係機関、周辺事業者等との連携を促進し、大津湖岸なぎさ公園周辺の魅力向上に取り組めます。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 大津湖岸なぎさ公園の充実
- ◆ 大津駅から湖岸、まちなかへの動線づくりの推進

2 歴史まちづくりの推進

歴史的風致維持向上計画の重点区域である「堅田地域」、「坂本地域」及び「大津百町地域」において、歴史的建造物の修理や歴史的まちなみの保存に対する支援・相談体制の充実を図り、地域主体の歴史まちづくりを推進します。また、これらの大津ならではの魅力を広く情報発信します。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 地域主体の歴史まちづくり活動への支援
- ◆ 歴史的風致形成建造物への指定と保存のための整備

- 2 自然、歴史、文化、スポーツを重視し、多くの人が集うまちを創ります
5 インバウンド観光で人が集い、にぎわうまちにします

3 鉄道駅周辺の土地利用との連携

駅利用者の利便性向上とにぎわいの創出に向けて、駅周辺の土地所有者や地元等と意見交換を行いながら、駅前広場の一体的な整備の検討を進めます。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 周辺土地所有者と連携した膳所駅南側駅前広場の検討

指標

項目	基準値	目標値
大津湖岸なぎさ公園駐車場の駐車台数	158,785 台 (R5 年度)	190,542 台 (R10 年度)
大津駅乗降客数	33,164 人/日 (R5 年度)	33,164 人/日 (R10 年度)

関連する取組又は事業

① なぎさ公園周辺魅力向上プロジェクトの推進

- ◆ 官民連携によるにぎわいの創出
- ◆ MICE の誘致
- ◆ 新しい琵琶湖文化館との連携
- ◆ 県や関係機関等との連携

② 歴史まちづくりの推進

- ◆ 大津市歴史的風致維持向上計画の重点区域におけるエリア部会への支援
- ◆ 歴史的風致形成建造物の修理への補助
- ◆ まちなみ修景整備への補助
- ◆ 大津まちなか大学の開催

③ 鉄道駅周辺の土地利用との連携

- ◆ 大津駅前周辺の活用促進
- ◆ 瀬田駅前広場の機能性向上

◆ 動向と課題

就労や学業のために本市に居住する外国人が増加する傾向にあり、今後滞在の長期化や定住化が予想されることから、言語や文化、生活習慣が異なることに起因する様々な問題に備える必要があります。

また、グローバル化が大きく進展する中、豊かなコミュニケーション能力や異文化に対する深い理解を持ち、国際社会の一員として広く活躍できる人材育成の必要性が高まっています。

◆ 施策目標

国籍や民族等の異なる人々が互いの違いを認め、尊重し合いながら、地域住民の一員として安心して生活できる多文化共生のまちを目指します。

◆ 取組の方向性

1 多文化共生の推進

言語や文化、生活習慣が異なる外国人市民に対するコミュニケーション支援を行うことにより、安心して生活できる環境を整備します。また、地域住民に対する意識啓発等を通じて、市民の多文化共生に対する理解を深め、多文化共生の担い手づくりを推進します。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 行政の窓口や相談業務における外国人市民へのコミュニケーション支援

2 国際理解の推進

姉妹都市・友好都市や国際交流員を始めとする外国人市民との市民レベルの国際交流の機会を提供することにより、異なる言語や文化、価値観への理解を深め、国際社会の一員として広く活躍できる人材を育成します。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 国際理解を深める機会の提供

- 2 自然、歴史、文化、スポーツを重視し、多くの人が集うまちを創ります
5 インバウンド観光で人が集い、にぎわうまちにします

◆ 指標

項目	基準値	目標値
多文化共生に資する講座やイベントへの参加者数	200 人 (R5年度)	300 人 (R10 年度)
国際理解につながる講座やイベントへの参加者数	1,177 人 (R5年度)	1,300 人 (R10 年度)

◆ 関連する取組又は事業

① 多文化共生の推進

- ◆ 多文化共生に対する理解の推進
- ◆ 多言語による行政情報の整備と発信
- ◆ 多文化共生の担い手づくりの推進

② 国際理解の推進

- ◆ 国際交流を通じた国際理解の推進
- ◆ 姉妹都市・友好都市等との国際交流の促進

◆ 動向と課題

本市は、比良・比叡といった山間部から河川を通じて琵琶湖に至る豊かな水環境や、北部・南部に広がる里地里山などの恵まれた自然環境を有しています。豊かな自然環境を次代へと引き継ぐため、人と自然との関係について理解を深めることで環境意識を醸成し、生態系や水環境を適正に保全していくことが求められています。

◆ 施策目標

豊かな自然に魅力を感じ、環境保全のために自ら行動する「環境人」を育成し、本市の魅力ある自然環境を次代へ引き継ぎます。

◆ 取組の方向性

1 琵琶湖を始めとする水環境の保全

市民や事業者による琵琶湖や河川等の環境保全活動を支援すること等により、水環境の保全を一層推進します。また、豊かな水環境を守るために下水道事業の充実を図ります。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 琵琶湖、河川等での環境保全活動の支援と推進
- ◆ 水再生センターの改築更新

2 生物多様性の保全

市民や事業者等と連携し、琵琶湖や里地里山等の自然環境と、生きもの同士のつながりを保全する活動機会の拡大を図ります。また、水辺空間や緑地等の自然に触れ合う場を確保します。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 琵琶湖や里山における保全活動の促進

- 2 自然、歴史、文化、スポーツを重視し、多くの人が集うまちを創ります
6 自然豊かな景観を守り育て、自然と共生するまちにします

3 「環境人」の育成の推進

里地里山や水辺空間等の自然に触れ合う場を生かした環境教育を推進し、子どもたちの自然を慈しみ、ものを大切にする気持ちを育みます。また、指導者の専門知識や経験、技能の充実と活動機会の拡大を図ります。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 自然体験型学習の推進
- ◆ 環境学習指導者の育成

指標

項目	基準値	目標値
自然体験型環境学習等の参加者数	321 人 (R5 年度)	350 人 (R10 年度)

関連する取組又は事業

① 琵琶湖を始めとする水環境の保全

- ◆ 河川水質の常時監視の実施

② 生物多様性の保全

- ◆ 環境活動団体との連携
- ◆ 人と自然の触れ合いの場の確保
- ◆ 自然再生活動の推進
- ◆ 大津湖岸なぎさ公園の改築・保全

③ 「環境人」の育成の推進

- ◆ 教育機関等による幼少期からの環境学習の推進
- ◆ 市民参加型の身近な環境調査の実施
- ◆ 民間団体、事業者、有識者団体等の多様な主体との連携

SDGs 関連するゴール



◆ 動向と課題

本市は世界遺産や日本遺産を始めとする数多くの文化財を有しており、国指定等文化財は京都市、奈良市に次ぐ全国第三位の保有件数を誇ります。しかし、いまだ十分な調査・活用ができておらず、市民に知られていない歴史文化遺産も数多く存在しています。また、地域の祭りや伝統行事等を継続していくために、歴史文化遺産の継承や担い手の育成が求められています。

◆ 施策目標

郷土への理解と愛着を深めた市民とともに、歴史文化遺産を生かしたまちづくりを行い、歴史文化遺産を次代に継承します。

◆ 取組の方向性

1 文化財の調査と保存

歴史文化遺産の調査を計画的に行い、その成果をまとめることで市民との間で、その価値の共有を図ります。また、指定文化財を始めとした歴史的な建造物や史跡等の文化財、地域で培われてきた伝統文化の保存を進めます。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 歴史文化遺産の調査、指定及び登録
- ◆ 指定及び登録した文化財の保存修理や管理への支援
- ◆ 坂本城跡の適切な保存と活用

2 歴史文化遺産の活用と魅力発信

文化財の鑑賞機会の提供等により歴史文化遺産の活用を図り、本市の豊かな歴史文化遺産を広く国内外へ発信します。また、市民と協働・連携し、歴史文化遺産を本市のまちづくりを始め教育や観光を支える重要な要素として生かします。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 文化財鑑賞機会の提供
- ◆ 歴史文化遺産の情報発信

3 地域の歴史文化遺産の担い手づくり

子どもたちの歴史文化遺産に対する興味や関心の裾野を広げるため、体験学習を充実します。また、歴史文化遺産を生かしたまちづくりの中核となる担い手を育成するため、地域の歴史文化遺産に関する学びを深める機会を提供します。

◇ 特に注力する取組

◆ 小中学生の郷土学習機会の提供

◆ 指標

項目	基準値	目標値
国・県・市指定文化財の指定、登録等件数	689件 (R6年4月1日)	705件 (R11年4月1日)
歴史博物館常設展及び企画展観覧者数	29,394人 (R5年度)	30,000人 (R10年度)

◆ 関連する取組又は事業

① 文化財の調査と保存

- ◆ 資料の収集保管・研究活動の推進
- ◆ 登録有形文化財建造物申請・修理への支援
- ◆ 歴史文化遺産のデジタル化
- ◆ 史跡等の公有化・整備の推進

② 歴史文化遺産の活用と魅力発信

- ◆ 大津三大祭等、観光資源となる文化財への支援
- ◆ 地域の歴史文化に関する講座の開催
- ◆ 収蔵品の充実と保存・活用
- ◆ 地域での郷土学習の支援

③ 地域の歴史文化遺産の担い手づくり

- ◆ 小学校等の体験学習(火おこし体験等)
- ◆ 大津まちなか大学の開催
- ◆ 伝統文化親子教室の開催
- ◆ おおつ学の開催
- ◆ 市内の文化団体の活動支援

◆ 動向と課題

本市は、古都保存法に基づく「古都」の指定を受けるなど、美しく風格ある景観に恵まれています。しかし、現在も住宅開発が進んでいることなどから、本市特有の自然景観や歴史的景観が失われるおそれがあります。美しく風格ある景観を市民共有の財産として守り、歴史や自然と調和した景観形成に努めることにより、まちの魅力を向上させる必要があります。

◆ 施策目標

自然や歴史景観の保全と活用により、古都大津の美しい景観を守り育てます。また、琵琶湖のほとりに位置するまちとして、広域的景観の保全や連続性・統一性のある景観形成を進めます。

◆ 取組の方向性

1 次代に引き継ぐ景観づくり

市民や事業者と協働し、自然景観や歴史的景観の保全及び創出を図ります。また、啓発活動を通じて、景観づくりに関する意識醸成を図るとともに、琵琶湖を挟んで互いに眺望し合う草津市との連携により、広域的景観の保全及び連続性・統一性のある景観の創造を目指します。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 歴史的風致形成建造物への指定と保存のための整備【再掲】
- ◆ 伝統的建造物群保存地区内における修理・修景事業への支援

2 良好な景観形成のための誘導

景観関係法令に基づく規制誘導を行うことにより、都市の発展と調和した景観形成及び古都にふさわしい魅力あるまちなみの形成を図ります。

また、景観アドバイス制度により、市民や事業者が実施する景観づくりを支援することで、古都大津の魅力を更に高めます。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 景観計画及びガイドラインに基づく規制誘導
- ◆ 大津市屋外広告物条例に基づく規制誘導

2 自然、歴史、文化、スポーツを重視し、多くの人が集うまちを創ります

7 悠久の歴史と文化を大切にし、次代に継承します

指標

項目	基準値	目標値
景観保全のための地区計画、 景観協定設定地区面積	380.3ha (R6 年 4 月 1 日)	381.3ha (R11 年 4 月 1 日)
歴史的風致形成建造物の指定件数	1件 (R6 年 4 月 1 日)	11 件 (R11 年 4 月 1 日)

関連する取組又は事業

① 次代に引き継ぐ景観づくり

- ◆ 大津市歴史的風致維持向上計画の重点区域におけるエリア部会への支援【再掲】
- ◆ 歴史的風致形成建造物の修理への補助【再掲】
- ◆ まちなみ修景整備への補助【再掲】
- ◆ 大津まちなか大学の開催【再掲】
- ◆ 景観啓発事業
- ◆ 草津市との広域景観連携の推進

② 良好な景観形成のための誘導

- ◆ 景観アドバイス制度の活用促進
- ◆ 古都保存法に基づく規制誘導
- ◆ 大津市風致地区内における建築物等の規制に関する条例に基づく規制誘導
- ◆ 違反広告物対策の実施

◆ 動向と課題

本市では、子どもや働き盛り世代を中心に運動実施率の低下が課題となっていますが、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会やワールドマスタースゲームズ 2027 関西などの大規模なスポーツイベントが市内で開催されることを契機に、市民の運動・スポーツへの機運を高めるとともに、子どもから高齢者までそれぞれのライフスタイルや体力に応じて、運動・スポーツを楽しめる環境づくりを行うことが重要となります。また、競技スポーツから健康づくりまで、幅広いニーズに対応できるよう、地域や関係団体と連携し、指導者の育成等に取り組んでいく必要があります。

◆ 施策目標

地域や関係団体とともに、スポーツを「する」、「みる」及び「ささえる」機会を創出し、市民が運動・スポーツを身近に感じることができるまちを目指します。

◆ 取組の方向性

1 スポーツ活動の推進

年齢や個人のペースに合わせて取り組める運動・スポーツの機会やメニュー等を提供します。また、SNS 等を活用し、市民ニーズに応じた分かりやすいスポーツ情報の提供を行うとともに、スポーツチーム等と連携し、スポーツ観戦やアスリートとの交流の機会づくりを進めます。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 関係団体、大学等との連携
- ◆ 生涯スポーツの推進

2 スポーツを支える人材の育成と支援

スポーツ推進委員や各競技団体、大学等と連携し、研修等を通じてスポーツを支える人材の育成を図るとともに、専門的な技術を持つ人材が、地域の多様なスポーツニーズに対応し、活躍できる場づくりに取り組みます。

◇ 特に注力する取組

- ◆ スポーツ推進委員や子どものスポーツ指導者の育成・充実

3 子どもの運動能力の向上

幼少期から運動やスポーツに親しめるよう、遊びなどを通じて運動の楽しさを知る機会を創出します。また、地域のスポーツ団体や大学等と連携し、記録会の開催等による小中学生のスポーツ環境の充実や、外部指導者の拡充等による運動部活動の指導体制の充実を図ります。

◇ 特に注力する取組

◆ 幼少期から体を動かす機会の充実

◆ 指標

項目	基準値	目標値
市民の週1回以上の運動・スポーツ実施率 (18歳以上)	60.5% (R5年度)	70.0% (R10年度)
学校以外での1日当たりの運動時間 (小学校5年生対象)	男子 75.0 分 女子 44.6 分 (R5年度) 〈R5年度の全国平均〉 男子 78.5 分 女子 46.1 分	全国平均以上 (R10年度)

◆ 関連する取組又は事業

① スポーツ活動の推進

- ◆ 誰もが参加できるスポーツイベントの開催支援
- ◆ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催
- ◆ 競技スポーツの支援
- ◆ 市民体育館、市民運動広場等の充実
- ◆ スポーツに関する情報の提供

② スポーツを支える人材の育成と支援

- ◆ スポーツ指導者の育成・充実
- ◆ 指導者を対象とした講習会や研修会の実施
- ◆ スポーツを支える人材の活躍の場づくり

③ 子どもの運動能力の向上

- ◆ 幼少期の基礎体力づくりの支援
- ◆ 地域や大学と連携した子どもの運動・スポーツ指導の推進
- ◆ 児童・生徒の運動の機会づくり



◆ 動向と課題

社会情勢の変化やライフスタイルの多様化に伴い、文化振興を担っている団体の担い手不足や高齢化、市民の文化活動の減少が課題となっています。そのため、幅広い年齢層の人々が文化・芸術に触れ、活動の成果を発表できる環境づくりと、文化・芸術を支える人づくりが求められています。

◆ 施策目標

文化・芸術活動を通して、市民の心の豊かさや地域への愛着や誇りを育み、まちのにぎわいにつなげることを目指します。また、大河ドラマ「光る君へ」の放映を契機に、注目を集めた源氏物語等の文学をレガシーとして、本市の文化振興につなげます。

◆ 取組の方向性

1 文化・芸術に親しむ環境づくり

より多くの人が文化・芸術に親しみ、気軽に文化・芸術活動に取り組める環境づくりや、文化・芸術活動の担い手やネットワークの形成につながる活動への支援を行います。また、文化・芸術を支える裾野を拡大するため、子どもや若者が文化を体験する機会や、その成果を発表できる機会の充実を図ります。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 子どもや若年層が文化・芸術活動に参加する機会の拡大
- ◆ 市と県の文化施設の連携による文化・芸術に親しむ機会の充実
- ◆ 情報発信の強化

2 大河ドラマ「光る君へ」のレガシーの活用

大河ドラマの放送を契機とした源氏物語等に対する関心の高まりを、本市ゆかりの様々な文学や歴史等にも広げ、郷土愛やまちのにぎわいにつなげていくため、地域の文化資源を生かした取組を進めます。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 短歌を始めとする文学に親しむ機会の提供
- ◆ 古典文学に関わる取組に対する支援

2 自然、歴史、文化、スポーツを重視し、多くの人が集うまちを創ります
8 スポーツと文化で、生き生きと楽しむまちにします

◆ 指標

項目	基準値	目標値
子どもや若年層向け鑑賞・体験事業の参加者数	355 人 (R5 年度)	700 人 (R10 年度)
文化情報ポータルサイトのアクセス数	－件 (R5 年度)	84,000 件 (R10 年度)

◆ 関連する取組又は事業

① 文化・芸術に親しむ環境づくり

- ◆ 文化に親しむ機会の充実と多様な文化活動の促進
- ◆ 優れた文化・芸術作品を鑑賞する場と機会の充実
- ◆ 文化・芸術活動への支援
- ◆ 文化・芸術を支える人材の育成
- ◆ 文化施設の利用の促進

② 大河ドラマ「光る君へ」のレガシーの活用

- ◆ 短歌・俳句大会の開催
- ◆ 回遊型コラボレーション事業の実施
- ◆ 源氏物語に関する講座やワークショップの開催
- ◆ 平安文化に関する体験事業の検討
- ◆ 学校での歴史文化等に関する地域学習

◆ 動向と課題

近年、地震や集中豪雨等の災害が頻発し、大きな被害が発生しています。防災・減災の取組は、家庭、地域、事業所及び行政がそれぞれの立場で、相互に連携して全市的に行うことが重要であり、総合的な対策が求められています。

◆ 施策目標

様々な自然災害に対する市民の防災意識の高揚や関係機関の危機管理意識の向上を図るとともに、災害時に迅速に対応できる基盤と仕組みを構築します。

◆ 取組の方向性

1 建物や環境の安全性の確保

災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、住宅や公共施設の耐震化及び道路、橋りょう、河川、山林、ため池等の防災対策を実施し、安全性を確保します。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 既存建築物耐震化の促進
- ◆ 河川の改修
- ◆ 防災重点農業用ため池の防災対策

2 地域防災力の向上

行政を始めとする防災関係機関が日頃から連携し、訓練を重ねるとともに、防災協定及び業務継続計画(BCP)の見直し並びに個別避難計画の作成を進め、防災体制の強化を図ります。また、子どもたちに対する防災教育の実施、防災士の養成、地域のネットワークづくり等により、地域の防災力を高めるとともに、総合的な防災・減災対策の拠点となる新たな庁舎整備計画を進めます。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 業務継続計画等の各種計画の更新及び充実
- ◆ 自主防災組織と関係団体等との連携体制の強化
- ◆ 庁舎整備基本計画の策定及び計画に基づく取組の推進

3 災害情報基盤の整備

市民の防災意識を高め、災害時に適確な避難行動が実施できるように、災害や防災に関する情報を広く発信できる情報基盤の整備を推進します。

◇ 特に注力する取組

◆ 災害時における情報伝達ツール等の充実

指標

項目	基準値	目標値
優先作成対象者の個別避難計画作成に対する同意率	35.67% (R5年度)	50.00% (R10年度)
防災ナビの登録者数	22,879人 (R6年4月1日)	33,000人 (R11年3月31日)

関連する取組又は事業

① 建物や環境の安全性の確保

- ◆ アンダーパス等の安全対策
- ◆ 急傾斜地崩壊防止事業の推進
- ◆ 盛土規制法の着実な運用と大規模盛土造成地の調査・経過観察
- ◆ 市街地の浸水防除を目的とした雨水渠整備
- ◆ 生活道路の整備の促進
- ◆ 県、地域と連携した地すべり防止対策の促進

② 地域防災力の向上

- ◆ 防災士の養成
- ◆ 学校における防災教育・防災対策の実施
- ◆ 市民主体の防災訓練
- ◆ 消防団員の確保
- ◆ ハザードマップ・カルテの更新
- ◆ 備蓄品の確保、充実
- ◆ 災害時用公衆電話の導入
- ◆ 地区防災計画の策定支援

③ 災害情報基盤の整備

- ◆ 総合防災情報システムの充実
- ◆ 防災行政無線の適正管理

◆ 動向と課題

本市において、SNS を介した金融商品詐欺等の特殊詐欺、高齢者が関わる交通事故や自転車、バイク事故等による重傷者、出火件数が増加傾向にあり、その対策が求められています。また、救急車の出動件数が増加しており、適正な利用を促し、現場到着までの時間を短縮する必要があります。

◆ 施策目標

犯罪を未然に防止し、交通事故が少なく、消防・救急体制が充実した誰もが安心、安全に暮らすことのできるまちを目指します。

◆ 取組の方向性

1 防犯活動の強化

自分たちの住むまちの安全は自分たちで守るという市民の防犯意識を高めるとともに、地域、自主防犯活動団体、企業等がそれぞれの立場で防犯活動に取り組めるよう警察等の関係機関と連携して支援します。また、関係機関等と連携して犯罪被害者等に対する理解を深め、途切れない支援を行います。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 生活安全ポータルサイトの活用
- ◆ 犯罪被害者等に寄り添った支援

2 交通安全の推進

交通事故の防止に向け、警察等の関係機関と連携し、子どもから高齢者まで年齢に応じた交通安全教育や交通安全に係る周知、啓発活動を行います。また、市民が安全に通行できるよう道路の見通しを確保するための整備等を推進します。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 交通安全に対する啓発の実施
- ◆ 道路及び交通安全施設(ガードレール等)の整備の推進

3 安心、快適に住み続けることのできる活力のあるまちを創ります
9 安心、安全に暮らすことのできるまちにします

3 消防・救急体制の充実

火災・救急・救助事故等に的確に対応できるよう、消防力の強化と救急隊員の知識・技術の向上を図ります。また、市民による応急手当の普及及び啓発を進めるとともに、救急車の適正利用を促すことで、救急救命体制の充実を図ります。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 情報通信機器の機能強化
- ◆ 事業所や危険物施設、住宅等における防火安全対策の推進

指標

項目	基準値	目標値
人口1万人当たりの刑法犯罪認知件数	56件 (R5年)	44件 (R10年)
市内の交通事故重傷者数	103人 (R5年)	60人 (R10年)
人口1万人当たりの出火件数	2.83件 (R3～R4年の全国平均値)	基準値以下 (R10年)
心肺停止傷病者の救命率	10.7% (R3～R4年の全国平均値)	基準値以上 (R10年)

関連する取組又は事業

① 防犯活動の強化

- ◆ 地域ぐるみの防犯体制の推進
- ◆ 防犯協会、自主防犯活動団体等の活動支援
- ◆ 地域による防犯カメラ設置の支援
- ◆ 犯罪被害者等見舞金の給付
- ◆ 犯罪被害者支援の啓発活動
- ◆ 消費生活相談窓口及び消費者教育の充実

② 交通安全の推進

- ◆ 交通安全条例に基づく交通安全対策の実施
- ◆ 交通安全教室の実施
- ◆ 交差点や施設敷地の出入口等における見通しの確保
- ◆ 道路照明灯の整備充実とLED化の推進
- ◆ 運転免許証返納者への支援

③ 消防・救急体制の充実

- ◆ 災害対応能力の強化
- ◆ 火災予防体制の充実強化
- ◆ 救命率の向上と応急手当普及啓発活動の推進
- ◆ 消防防災施設の整備と東消防署整備の検討
- ◆ 消防車両・消防資機材の計画的な更新
- ◆ 隣接消防本部との消防指令業務共同運用の検討

SDGs 関連するゴール



◆ 動向と課題

ライフラインの経営環境は、人口減少に伴う水需要の減少、国際情勢に端を発したエネルギーや原材料費の高騰等により、一段と厳しさを増しており、更なる効率化、GXの推進等が求められています。

上下水道とガス施設は、市民生活や社会経済活動に欠かすことのできない重要なインフラであるとともに、災害等の緊急時においても市民の生命と財産を守るライフラインであることから、常に安心、安全で安定した供給と水処理が求められています。

◆ 施策目標

上下水道とガスの安心、安全で安定した供給と水処理を確保します。

◆ 取組の方向性

1 ライフラインの適正な更新

上下水道やガス施設の維持管理や更新・改良を計画的に実施し、効率的で持続可能な事業運営を目指します。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 更新改良に伴う水道施設の規模の適正化
- ◆ 水再生センターの改築更新【再掲】

2 災害時におけるライフラインの確保

大規模地震等の緊急時においても、ライフラインが安定的に使用できるように施設の耐震性の強化を図るとともに、危機管理体制の充実を図ります。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 水道管や水道施設、ガス導管の耐震化
- ◆ 下水道管や下水道施設の耐震化
- ◆ 受援計画の検証と見直し

3 安心、快適に住み続けることのできる活力のあるまちを創ります
9 安心、安全に暮らすことのできるまちにします

◆ 指標

項目	基準値	目標値
水道基幹管路の耐震化率	37.5% (R5 年度)	41.3% (R10 年度)
污水管渠(災害時、特に重要な施設の下流)の耐震化率	29.5% (R5 年度)	58.0% (R10 年度)
ガス導管の耐震化率(本支管)	98.7% (R5 年度)	99.1% (R10 年度)

◆ 関連する取組又は事業

① ライフラインの適正な更新

- ◆ ガス施設の計画的な更新による経年化対策と維持管理費用の縮減
- ◆ 施設管理におけるデジタル技術の活用の促進

② 災害時におけるライフラインの確保

- ◆ 発電機車配備による水道施設の停電対策
- ◆ 下水道施設の耐水化・非常用電源設置
- ◆ ガス導管のループ化(環状化)
- ◆ 地震時にガス供給を緊急停止する地域ブロック割の細分化
- ◆ 他関係機関との合同訓練等平時からの連携強化

◆ 動向と課題

本市の人口は近年、横ばいであるものの、今後の人口減少に対応できる持続可能なまちづくりを進める必要があります。すでに人口が減少している地域では空き家の増加等が課題となっており、計画的な土地利用と空き家の有効活用を進めるとともに、地域の個性を生かしたまちづくりにより、移住・定住を促進する必要があります。

◆ 施策目標

地域が持つ資源を最大限に生かして活力ある地域をつくり、今後の人口減少に対応できる持続可能なまちづくりを進めます。

◆ 取組の方向性

1 移住・定住の促進

本市への移住や UIJ ターンを更に促進するため、本市の住宅事情や子育て環境、仕事等の情報を効果的に発信します。また、地域のまちづくりや地方に興味のある人材が、大津への愛着を持ち、地域のまちづくりや経済に貢献することで、将来の移住にもつながる関係人口の増加に向けた取組を進めます。

◇ 特に注力する取組

◆ 多様な媒体による情報発信

2 空き家の有効活用

リフォーム支援や、空き家バンクを活用した空き家の流通促進等により、空き家の有効活用を図ります。歴史的まちなみが見られる地区に分布する空き町家については、利活用希望者に対する情報発信等により、その活用と保護を図ります。また、空き家の有効活用を図ることで、地域コミュニティの活性化と定住につなげます。

◇ 特に注力する取組

◆ 定住促進リフォーム事業

3 安心、快適に住み続けることのできる活力のあるまちを創ります 10 コンパクトで質の高い持続可能なまちにします

3 個性や資源を生かした地域形成

中心市街地においては、都市機能の増進や経済活力の向上を図ります。一方で、中山間地域を含む郊外部においては、農地や山林等の地域資源を保全するとともに、これらを生かしたまちづくりを進めます。また、計画的な土地利用を図るため、用途地域等の変更等を行うとともに必要な調査に取り組みます。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 土地利用に即した用途地域の見直し
- ◆ 農林業の振興等による中山間地域における活性化活動

指標

項目	基準値	目標値
社会動態(社会増加数)	738 人	1,375 人
居住誘導区域人口密度	74.38 人/ha (R5年度)	74.38 人/ha (R10 年度)

関連する取組又は事業

① 移住・定住の促進

- ◆ 地域主体、各団体の取組への支援
- ◆ 移住セミナー・相談会の開催
- ◆ 移住者と移住希望者との交流会の開催

② 空き家の有効活用

- ◆ 空き家バンクの活用の促進
- ◆ 空き家等活用促進区域の設定に向けての調査・研究

③ 個性や資源を生かした地域形成

- ◆ 持続可能な地域づくり
- ◆ 湖西台地区の活用に向けた事業者との連携の推進
- ◆ 棚田等の保全と棚田地域の振興を図るための支援

SDGs 関連するゴール



◆ 動向と課題

路線バスにおいては、利用者数の減少や運転手不足等により、これまでと同様のサービスを維持することが難しい状況となっており、地域の特性に応じた移動手段を確保していくことが求められています。

また、鉄道駅や道路のバリアフリー化、地域の幹線道路や生活道路の整備、広域道路のネットワークの強化については、引き続き進めていく必要があります。

◆ 施策目標

地域公共交通の維持・確保を図るとともに、道路交通ネットワークの整備を進め、誰もが安心、安全、快適に移動できるまちを目指します。

◆ 取組の方向性

1 地域公共交通の維持・確保

鉄道や路線バス等からなる地域公共交通の維持を図りながら、市民、事業者及び行政の三者協働の下で、デマンド型乗合タクシーなどの地域の特性に応じた移動手段の確保に努めます。

◇ 特に注力する取組

◆ 路線バスの運行等の支援

2 鉄道駅等のバリアフリー化の推進

鉄道駅や道路のバリアフリー化を進めます。

◇ 特に注力する取組

◆ JR 湖西線のエレベーター未整備駅におけるバリアフリー化の推進
◆ 道路のバリアフリー化の推進

3 道路交通ネットワークの充実

国・県と連携し、地域間を結ぶ広域的な道路整備を推進するとともに、地域住民にとって安心、安全、快適に利用できる地域の幹線道路や駅前広場の整備、生活道路の交通安全対策を推進します。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 広域幹線道路の整備の促進
- ◆ 地域幹線道路や駅前広場、生活道路の整備の推進

指標

項目	基準値	目標値
公共交通(鉄道、路線バス、 デマンド型乗合タクシー)利用者数	287,807 人/日 (R5 年度)	287,807 人/日 (R10 年度)

関連する取組又は事業

① 地域公共交通の維持・確保

- ◆ デマンド型乗合タクシーの運行

② 鉄道駅等のバリアフリー化の推進

- ◆ ノンステップバスの導入支援

③ 道路交通ネットワークの充実

- ◆ 都市計画道路 3・4・9 号、3・4・46 号、3・4・73 号、3・5・101 号等の整備の推進
- ◆ 市道幹 2028 号線、市道幹 1009 号線等の整備の推進
- ◆ 道路河川・橋梁等の保全管理と長寿命化の推進
- ◆ 瀬田駅前広場の機能性向上【再掲】
- ◆ 市道拡幅事業整備指針等に基づく道路整備の推進

SDGs 関連するゴール



◆ 動向と課題

高経年化したマンションにおいては、管理組合の役員の担い手不足や空き住戸の増加等により、適切な管理や大規模修繕工事が実施されないことなどが課題となっています。また、少子高齢化の進行に伴い、管理不全な空き家等の問題が生じており、空き家や市営住宅の適正管理を図る必要があります。

◆ 施策目標

誰もが安心して暮らすことができる住環境を整備します。

◆ 取組の方向性

1 マンション管理の適正化

マンションの管理組合に対し、マンション管理基礎セミナーを周知し、アドバイザー派遣制度の活用を促すとともに、管理計画認定制度を運用することで、マンション管理の適正化を推進します。

◇ 特に注力する取組

◆ マンション管理基礎セミナーの開催

2 空き家の適正管理

良好な生活環境を確保するため、空き家の発生を予防し、適正な管理を図ります。

◇ 特に注力する取組

◆ 空家法に基づく特定空家・管理不全空家に対する対策の実施

3 安心、快適に住み続けることのできる活力のあるまちを創ります
10 コンパクトで質の高い持続可能なまちにします

3 市営住宅の適正管理

低所得者に対する住宅セーフティネットとしての機能を確保するため、市営住宅の規模及び管理戸数の適正化を図り、施設維持に向けた計画的な長寿命化の実施などにより市営住宅の適正な管理を進めます。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 市営住宅の管理戸数の適正化
- ◆ 市営住宅の効率的な管理

指標

項目	基準値	目標値
管理計画認定制度により認定した マンションの件数	2 件 (R6 年 4 月 1 日)	18 件 (R11 年 4 月 1 日)
苦情や通報のあった老朽・有害空き家等の 指導方針確定率	76.0% (R6 年 4 月 1 日)	80.0% (R11 年 4 月 1 日)
市営住宅における特定目的住宅の戸数	376 戸 (R6 年 4 月 1 日)	451 戸 (R11 年 4 月 1 日)

関連する取組又は事業

① マンション管理の適正化

- ◆ アドバイザー派遣制度の活用の促進
- ◆ 管理計画認定制度の活用の促進

② 空き家の適正管理

- ◆ 空き家バンクの活用の促進【再掲】

③ 市営住宅の適正管理

- ◆ 計画的な大規模改修工事の実施
- ◆ 持続可能な住宅セーフティネットの構築

◆ 動向と課題

本市経済の持続的な発展を図るためには、新たな雇用を生み出す企業誘致等が必要です。また、中小企業を始めとする地域の事業者は、後継者の育成や人材の確保・育成、生産性の向上、販路開拓などの多くの課題を抱えています。

今後、地域経済の活性化を図るためには、時代に即した産業の育成や創造が求められています。

◆ 施策目標

中小企業を始めとする事業者の活躍により、本市の商工業が活性化し、地域経済の持続可能な発展が実現するまちを目指します。

◆ 取組の方向性

1 企業立地の促進

市内産業用地の確保に向けた情報収集を強化し、本社機能移転を含む企業誘致や工場立地に取り組み、雇用を創出します。また、誘致企業と市内企業との新たな取引の創出により地域経済の活性化を図ります。

◇ 特に注力する取組

◆ 企業立地促進助成制度の活用促進

2 中小企業・小規模事業者の活性化

商工団体等の支援機関や金融機関等と連携し、商業地活性化の支援、DXの取組や省力化による生産性の向上、製品やサービスの高付加価値化、GXに関する取組の支援と促進などの事業者の状況に応じたきめ細かな伴走支援を行います。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 人材確保・育成への支援
- ◆ 金融機関と連携した取組の実施
- ◆ 商業地活性化に向けた支援

3 多様な主体と連携した起業・創業支援

商工団体や金融機関等と連携し、創業者の発掘から育成、定着まで一貫した支援を行い、市内に集積する企業や大学等の知的資源を生かした新たなビジネスの育成を促進するなどのイノベーションの創出を図ります。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画による創業支援の推進
- ◆ 産業化支援コーディネーター派遣事業等による新産業の育成支援

指標

項目	基準値	目標値
創業支援に係る事業者支援件数	2,522 件 (R5年度)	2,600 件 (R10 年度)
市内事業者の業況値	△9.2 ポイント (R5 年度)	7.2 ポイント (R10 年度)

関連する取組又は事業

① 企業立地の促進

- ◆ 企業立地や既存企業の新規設備投資の促進
- ◆ 市内産業用地への企業誘致
- ◆ 本社機能移転促進助成制度の活用の促進

② 中小企業・小規模企業者の活性化

- ◆ 実態把握、支援ニーズの把握と課題解決に向けた取組の推進
- ◆ 産業化支援統括コーディネーター等による事業者支援
- ◆ 中小企業・小規模企業振興に関するネットワークづくり
- ◆ 生産性の向上に資する支援
- ◆ 地場産品の発掘、開発支援

③ 多様な主体と連携した起業・創業支援

- ◆ 女性や若者を対象とした起業経営スクールの実施
- ◆ 大学インキュベーション施設等を活用したスタートアップ企業の育成

◆ 動向と課題

高齢化による農林水産業の担い手不足等によって、十分な生産量が確保できない状況が続いており、中山間地域においては耕作放棄地の増加や手入れが行き届いていない森林の拡大等が生じています。

◆ 施策目標

里山にある棚田が有する良好な景観の形成などの多面的機能を付加価値として活用するとともに、地産地消を推進し、本市の農林水産業の振興を図ります。

◆ 取組の方向性

1 農林水産業の振興

担い手の減少に対処し、生産量を確保していくため、新たな担い手を育成します。

また、農業においては地域計画の策定を通して担い手の明確化を進めるとともに中山間地域における耕作放棄地の増加抑制や棚田保全に、林業においては森林づくりや手入れが行き届いていない森林の拡大防止に、水産業においては漁港を含めた漁場の保全に取り組めます。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 担い手の育成
- ◆ 農地保全の推進と森林づくり(植林、伐採、下刈り)の促進
- ◆ 鳥獣害対策の実施

2 地産地消の推進

消費者に地場産品の PR を行うとともに、学校給食等も含めた大津市産農林水産物の活用等に向けて、生産量の拡大と地産地消を進めます。また、大学や商工事業者、観光事業者との連携を推進し、6次産業化やブランド化等にも取り組めます。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 学校給食等での消費拡大
- ◆ 商工観光事業者や大学等の研究教育機関との連携

3 安心、快適に住み続けることのできる活力のあるまちを創ります
11 経済が活性化し、元気なまちにします

◆ 指標

項目	基準値	目標値
認定農業者数	27人 (R6 年 3 月 31 日)	39 人 (R11 年 3 月 31 日)
水田における販売用野菜の作付面積	24.9ha (R6 年 4 月 1 日)	26.0ha (R11 年 4 月 1 日)
学校給食における大津市産農産物の供給可能量	56.9t (R6 年 3 月 31 日)	90.0t (R11 年 3 月 31 日)

◆ 関連する取組又は事業

① 農林水産業の振興

- ◆ ほ場整備の促進
- ◆ 林道の管理等の実施
- ◆ 漁港、舟だまりの適正管理
- ◆ 漁業協同組合との協働による水産業の活性化
- ◆ 生鮮食料品の流通機能の確保
- ◆ 市場の今後の運営方針の検討
- ◆ 農林業の振興等による中山間地域における活性化活動【再掲】
- ◆ 棚田等の保全と棚田地域の振興を図るための支援【再掲】

② 地産地消の推進

- ◆ 農林水産物の流通・販売の強化
- ◆ 農業体験学習機会の提供
- ◆ 地場製品の PR の実施
- ◆ スマート農林水産業による省力化・高品質化の推進

SDGs 関連するゴール



◆ 動向と課題

少子高齢化に伴う労働力不足が進行していることから、本市の持続可能な経済発展のためには、労働力不足の解消や産業を支える人材の育成、市内への定住の促進等の取組が求められています。また、介護や育児、家事等により、自ら希望する働き方ができないなどの課題を抱えている人が増加しているため、多様な働き方がより一層受容される社会の仕組みづくりが求められています。

◆ 施策目標

年齢や性別、国籍等に関わらず、誰もがやりがいや充実感を持ち、仕事と生活を両立することができるまちを目指します。

◆ 取組の方向性

1 市内における就労の拡大

雇用とのミスマッチが原因による早期離職を避けるため、求職者のニーズに応じたきめ細かな就労支援を進めます。また、学生を対象としたキャリア教育を推進し、若者が積極的に市内で就労し、定住することを促進するとともに、高齢者や外国人等の多様な人材の就労機会が確保できるよう就職支援の充実を図ります。

◇ 特に注力する取組

- ◆ キャリア教育の推進
- ◆ 高等学校と市内事業者との情報交換会の開催

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

長時間労働の解消を図るとともに、男性の育児休暇等の取得や多様な働き方を促進し、健康経営の視点を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 企業表彰とセミナーの開催

3 安心、快適に住み続けることのできる活力のあるまちを創ります
11 経済が活性化し、元気なまちにします

◆ 指標

項目	基準値	目標値
有効求人倍率(大津公共職業安定所管内)	1.0 倍 (R5 年度)	1.2 倍 (R10 年度)
従業員の育児休業・育児休暇の取得推進等に 熱心な企業等表彰社数	25 件 (R6 年 4 月 1 日)	35 件 (R11 年 4 月 1 日)
滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業 登録社数(大津市分)	121 社 (R6 年 4 月 1 日)	156 社 (R11 年 4 月 1 日)

◆ 関連する取組又は事業

① 市内における就労の拡大

- ◆ 求職者ニーズに応じた就職支援
- ◆ 労働局やハローワーク等と連携した就職支援
- ◆ 滋賀県外国人材受入サポートセンターと連携した就職支援
- ◆ 多様な人材の活躍の促進
- ◆ 移動労働相談における就労相談の実施
- ◆ 年齢を問わない就職面接会等の開催

② ワーク・ライフ・バランスの推進

- ◆ 働きやすい職場に向けた事業者への啓発【再掲】
- ◆ 育児休業・育児休暇・介護休暇等の取得の促進
- ◆ テレワークの活用等多様な働き方の促進
- ◆ 労働者福祉団体における取組の促進

◆ 動向と課題

地球温暖化により、深刻な自然災害等が発生するリスクが高まっているため、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロ(カーボンニュートラル)にする必要があります。また、カーボンニュートラルを実現するためには、徹底した省エネルギー化や再生可能エネルギーの主力電源化による温室効果ガスの排出削減を推進し、経済成長に結びつける GX を加速させる必要が高まっています。

◆ 施策目標

省エネルギー化や地域の再生可能エネルギーの導入を促進し、温室効果ガスの排出削減を目指します。

◆ 取組の方向性

1 創エネルギー・省エネルギーの推進

再生可能エネルギーの創エネルギーと省エネルギーを促進するため、市有施設における再生可能エネルギー等の利活用の推進に加え、市民及び事業者への情報発信や省エネルギー設備・機器等の導入の促進を図ります。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 市民、事業者等への設備導入支援制度の充実
- ◆ 市有施設等における再生可能エネルギー等の利活用の推進
- ◆ 市民、事業者による再生可能エネルギー等の利活用の促進

2 環境にやさしい市役所の率先実行

民間のノウハウを活用し、効率的に市有施設の照明の LED 化を進めるとともに、道路照明灯や園路灯の LED 化に取り組みます。また、電気自動車等の公用車の導入を促進するなどにより、環境負荷を低減する取組を推進します。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 脱炭素化を推進する組織横断的な庁内連携体制の充実

3 意識・行動を変容させる仕組みづくり

環境教育を推進し、市民や事業者等の環境問題についての理解を深め、脱炭素に向けた行動変容を促進するとともに、地域の取組の集約や情報共有等を目的としたネットワークを構築します。

◇ 特に注力する取組

◆ 市民、事業者、市民団体等とのネットワーク構築

指標

項目	基準値	目標値
市内の温室効果ガス排出量	1,612,284t-CO2 (R5 年度)	1,402,240t-CO2 (R10 年度)
市有施設におけるエネルギー使用量	18,453Kl (R5 年度)	17,117Kl (R10 年度)

関連する取組又は事業

① 創エネルギー・省エネルギーの推進

- ◆ ごみ処理施設の廃熱を利用した発電の推進
- ◆ 創エネルギー・省エネルギー設備導入を加速させる制度構築の検討
- ◆ 環境負荷の少ない移動手段の推進

② 環境にやさしい市役所の率先実行

- ◆ ESCO 事業を活用した市有施設の LED 化、省エネ機器の導入
- ◆ 道路照明灯の LED 化
- ◆ 市有施設における EV 等の導入促進
- ◆ 下水汚泥の再資源化(燃料化)の継続
- ◆ 庁舎整備基本計画の策定及び計画に基づく取組の推進【再掲】

③ 意識・行動を変容させる仕組みづくり

- ◆ 地球温暖化防止活動推進センターによる事業の推進
- ◆ おおつエコライフチャレンジの実施

◆ 動向と課題

資源の枯渇に備えるため、資源自律経済が進められている中、本市においても循環経済(サーキュラーエコノミー)を促進していく必要があります。これまで推進してきた3Rの取組を発展させ、持続可能な循環型社会システムへ転換していく必要があります。

◆ 施策目標

市民及び事業者の 3R 実践意識を高め、資源循環と適正な廃棄物処理を推進し、地域の循環型社会の形成を目指します。

◆ 取組の方向性

1 資源循環と食品ロス削減の推進

ごみの減量を図り、資源の枯渇問題を克服するため、市民、市民団体、事業者等と協働し、プラスチック等の資源循環や、食品ロス削減の推進を始めとした取組を進めます。

◇ 特に注力する取組

- ◆ プラスチック等のごみを資源として循環させる取組の推進
- ◆ 食品ロス削減に向けた市民、市民団体、事業者との連携

2 廃棄物の適正処理

一般廃棄物処理施設の適切な維持管理に努め、廃棄物の適正処理を推進します。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 一般廃棄物処理施設の適正運営

3 不法投棄防止の推進

生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、市民との協働により不法投棄防止に関する監視パトロールや看板設置等の啓発活動を行うとともに、関係機関との緊密な連携により、不法投棄の未然防止及び早期対応による拡大防止の取組を推進します。

◇ 特に注力する取組

◆ 地域住民や市の監視パトロールによる不法投棄の未然防止

指標

項目	基準値	目標値
市民一人当たりのごみ排出量(資源ごみ除く)	673g/日 (R2～R5年度の平均値)	664g/日 (R10年度)
不法投棄通報件数	349件 (R5年度)	300件 (R10年度)

関連する取組又は事業

① 資源循環と食品ロス削減の推進

- ◆ ごみ減量の推進
- ◆ ごみ分別アプリ「分けなび」等を生かした情報発信
- ◆ 大津湖岸なぎさ公園における下水処理水の活用
- ◆ 浄水発生土の再利用

② 廃棄物の適正処理

- ◆ 用途廃止後のごみ処理施設の除却と跡地の有効活用
- ◆ 志賀衛生プラント、北部衛生プラントの長寿命化

③ 不法投棄防止の推進

- ◆ 路上喫煙・ポイ捨て等の防止の推進
- ◆ 市民、事業者、行政の三者協働による原状回復事業の実施

SDGs 関連するゴール



◆ 動向と課題

少子高齢化等に伴って社会保障費が増加しています。また、老朽化した公共施設の修繕や更新等に大きな財政負担が必要になっており、限られた資源を活用しつつ、適切なサービスを提供できる持続可能な行財政運営が求められています。

◆ 施策目標

行政改革プランの策定、その進捗管理及び行政評価の実施等を通して、持続可能な行財政運営を実践します。

◆ 取組の方向性

1 効率的な行財政運営

限られた財源の下、財政規律を堅持することに加え、激変する社会状況を的確に見極め、効率的な執行体制を構築することや、民間活力の利用を始めとする様々な取組により、行財政改革と効率的な行財政運営を推進します。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 財政指標の活用による長期的視点に立った健全な財政運営
- ◆ 官民連携手法の活用による事業の推進

2 公共施設マネジメントの推進

修繕・更新等を行う時期を的確に把握しながら施設保全を戦略的に推進します。

また、これまでの事業手法に捉われず、施設に係る全てのコストの縮減を進めるとともに、施設の有効利用や削減、機能の統廃合等により施設の適正化を図り、公共施設マネジメントを推進します。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 公共施設の在り方検討による適正化

3 安心、快適に住み続けることのできる活力のあるまちを創ります 13 徹底した行財政改革を進め、確かな都市経営を進めます

◆ 指標

項目	基準値	目標値
行政改革プランにおける取組達成評価 「見込みどおり B 以上」	90.9% (R2 年度)	92.0% (R10 年度)

◆ 関連する取組又は事業

① 効率的な行財政運営

- ◆ 自主財源の確保

② 公共施設マネジメントの推進

- ◆ 公共施設総合管理計画、個別施設計画に基づく長寿命化改修事業
- ◆ 計画的な修繕や更新による戦略的な施設保全の推進
- ◆ 公共施設の官民連携等によるコストの縮減
- ◆ 組織横断的な公共施設マネジメントの推進
- ◆ 庁舎整備基本計画の策定及び計画に基づく取組の推進【再掲】

SDGs 関連するゴール



◆ 動向と課題

人口減少や少子高齢化、情報通信技術の進展などにより社会経済情勢が大きく変化するとともに、市民の意識や価値観、ライフスタイルが多様化していることから、デジタル技術やデータ等を活用し、新たな価値を創出する DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進が求められています。

◆ 施策目標

サービスの受け手の視点で、デジタル技術やデータを活用し、サービスの向上や行政事務の効率化を目指します。

◆ 取組の方向性

1 デジタル技術の活用

デジタルデバイドに配慮しながら、手続のオンライン化やキャッシュレス決済の拡充などのデジタル技術の活用を図ります。また、DX 人材の育成に取り組み、本市の DX を推進します。

◇ 特に注力する取組

- ◆ 手続のオンライン化の拡充
- ◆ 行政窓口や公共施設のキャッシュレス決済の拡充
- ◆ デジタルデバイドの解消に向けた講習会の実施

2 データの利活用・EBPM の推進

本市が保有するデータについて、利用ニーズが高いものを積極的にオープンデータとして公開するとともに、データの利活用や分析により、効果的な施策の立案や検討を行い、更なる市民サービスの向上を図ります。

◇ 特に注力する取組

- ◆ データに基づく政策立案・評価・改善の実施

3 子どもから高齢者までが輝いて、魅力あふれるまちを創ります 13 徹底した行財政改革を進め、確かな都市経営を進めます

3 市政情報の発信

多様な情報媒体を活用し、市民に分かりやすい市政情報を発信するとともに、市民が必要としている市政情報を必要な時に入手できる仕組みを構築します。また、市民の意見を広く聴く広聴に取り組めます。

◇ 特に注力する取組

◆ 広報おおつやホームページ、SNS 等の充実

指標

項目	基準値	目標値
手順のオンライン化率	78.0% (R5年度)	90.0% (R10年度)
国が推奨するオープンデータセットの 公開件数	12 件 (R5年度)	25 件 (R10年度)
プレスリリース件数	1,308 件 (R5年度)	1,500 件 (R10年度)

関連する取組又は事業

① デジタル技術の活用

- ◆ 窓口 BPR(業務の見直し)の推進
- ◆ ペーパーレス化
- ◆ DX人材の育成
- ◆ 公文書管理のデジタル化の推進

② データの利活用・EBPM の推進

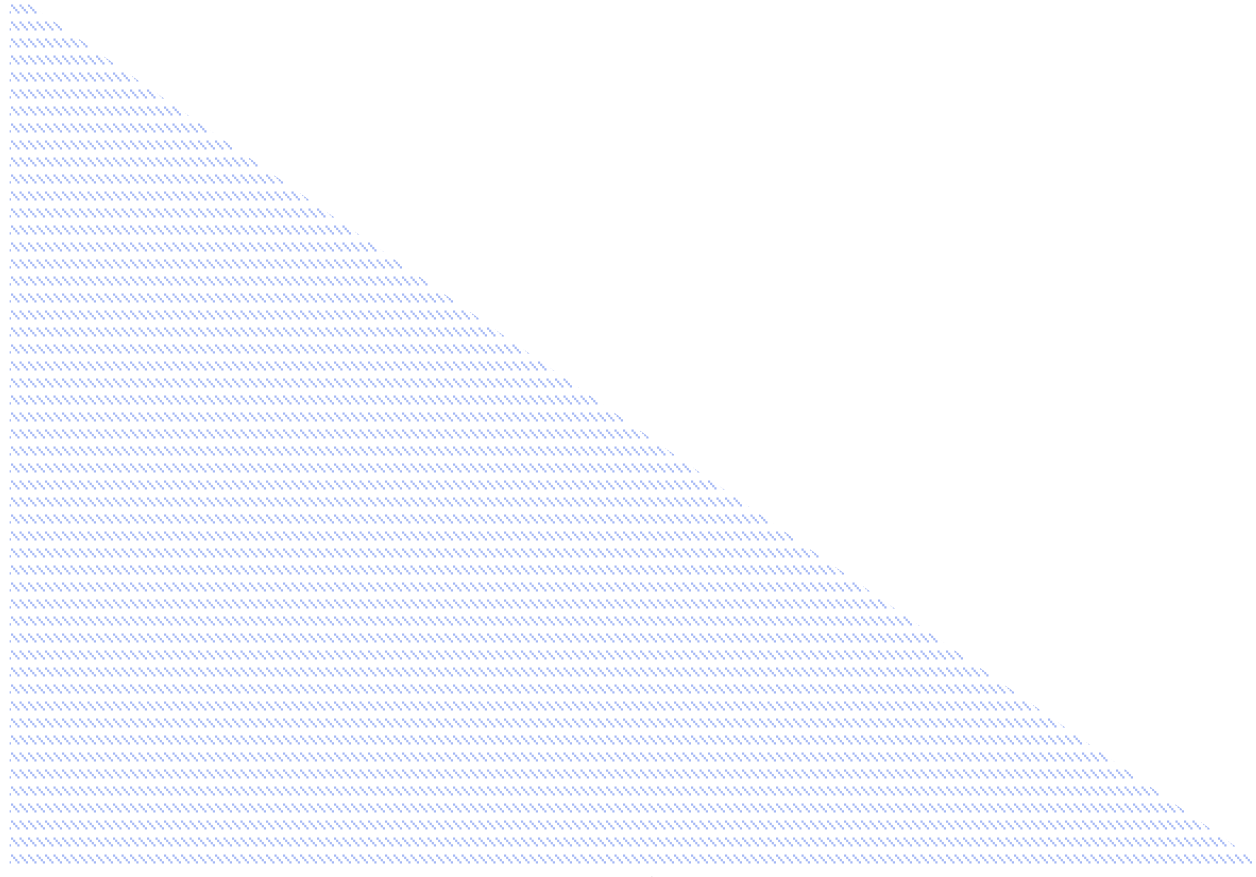
- ◆ オープンデータの推進
- ◆ 専門機関との連携

③ 市政情報の発信

- ◆ 組織的な情報発信力の強化
- ◆ コールセンター機能の強化
- ◆ 広聴の充実と対話の推進



7 計画の推進



7 計画の推進

(1)進捗の管理

計画の推進にあたっては、施策ごとに指標を設定し、その目標達成を目指すことにより、計画の進捗を把握します。

(2)見直し

施策の目標を実現するために実施する主な取組は、硬直的に捉えることなく、必要に応じて柔軟に対応し計画の推進を目指します。

